

令和8年10月18日 執行

燕市議会議員一般選挙

候補者のしおり

燕市選挙管理委員会

凡 例

法 ————— 公職選挙法

令 ————— 公職選挙法施行令

規則 ————— 公職選挙法施行規則

郵便規則 —— 公職選挙郵便規則

問い合わせ先

燕市選挙管理委員会

TEL 0256 (77) 8313 (直通)

目 次

1 立候補にあたっての注意事項

総 括	1
届け出書類等への押印等	2
届け出等代理人証明書	3
立候補の届出	4
候補者届出書（本人届出）記載例	5
所属党派証明書及び供託書（候補者本人）	6
候補者届出書（推薦届出）記載例	7
候補者推薦届出承諾書及び供託書（推薦届出人）	8
通称認定申請	9
事前審査	1 1
その他の届出等	1 4
その他の届出事項等一覧表	1 5

2 選 挙 運 動

選挙運動の期間等	1 7
選挙事務所	1 9
選挙運動用自動車（船舶）	2 1
選挙運動用拡声機	2 3
選挙運動として制限される特定行為	2 5
文書図画による選挙運動の制限	2 7
（頒布できるもの）	
選挙運動用通常葉書	2 9
選挙運動用ビラ	3 1
インターネット等を利用する方法による選挙運動	3 3
（掲示できるもの）	
選挙運動用ポスター	3 8
（その他）	
新聞広告	4 0
選挙公報	
選挙公報掲載申請の手続き	4 2
選挙公報掲載文記載上の注意 1	4 4
選挙公報掲載文記載上の注意 2	4 5
言論による選挙運動の制限	4 7
個人演説会	4 9
街頭演説	5 1
その他	5 3

3 選挙運動費用

収入、寄附及び支出の定義等	5 5
選挙運動費用の制限	5 7
選挙運動員・労務者に対する実費弁償・報酬の支給	5 9
出納責任者	6 1
出納責任者の職務	6 3
支出簿に記載する費目	6 4
収支報告書等	6 5
選挙運動費用収支報告書の様式と記載例	6 6
収支報告書の作成要領等	7 1
寄附の禁止	7 5

4 連 座 制

連 座 制	7 9
-------------	-----

総 括

選挙の日程

月 日（曜日）	事 項	摘 要
10 月 11 日（日）	選挙期日の告示 立候補届出受付 選挙公報掲載申請の受付開始 選挙事務所設置届の受付開始 出納責任者選任届の受付開始 報酬支給者の届出受付開始 選挙立会人の選任届の受付開始 ポスター掲示場へのポスター掲示開始 公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始 投票記載所の氏名等掲示順序のくじ 選挙公報掲載順序のくじ	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 午後 5 時 05 分から 午後 5 時 10 分から
10 月 13 日（火）	公営施設使用個人演説会の開始	
10 月 15 日（木）	選挙立会人届出期限 選挙立会人決定のくじ 選挙立会人事前説明会	午後 5 時まで 午後 5 時 05 分から 午後 6 時 00 分から
10 月 18 日（日）	投 票 選挙会（開 票）	午前 7 時から午後 8 時まで 午後 9 時から
10 月 19 日（月）	当選証書附与	午前 10 時から
11 月 2 日（月）	選挙運動費用収支報告書第 1 回分提出期限	午後 5 時まで

届出等の時間

選挙に関して、選挙管理委員会、選挙長等に対してする届出、請求、申出等の行為は、**午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間**にしなければなりません。（法 270①）

選挙長並びに選挙長事務を取扱う場所

選 挙 長	選 挙 長 事 務 を 取 扱 う 場 所
星野 友栄	燕市吉田西太田 1934 番地 燕市役所

届出書類等への押印等

これまで、各種届出等の書類に必要な押印については、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となりました。

よって、届出等の際は、これまでの記名押印による方法に加え、名義人本人の署名又は以下で説明する本人確認等による方法を選択し、届出書類等を作成してください。

1 届出書類等の提出方法

原則として下記①～④のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

(1) 本人確認等による方法（押印不要）

① 届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

② 代理人が届け出る場合

以下の書類の提示又は提出

- ・委任状（代理人の氏名、令和〇年〇月〇日執行の燕市議会議員一般選選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の3点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの）
- ・代理人の本人確認書類

(2) その他の方法

③ 届出書類等に名義人本人が署名（押印不要）

④ 届出書類等に名義人本人の記名押印（押印必要）

〈記載例〉

①② 名義人本人記名 + 本人確認書類等

氏名 甲野 太郎	+	本人確認書類の例 ・マイナンバーカード ・運転免許証、住民票の写し等
----------	---	--

※ 本人確認書類や委任状を提示する場合は、選挙管理委員会で当該書類の写し（コピー）をとった上、保管しますのでご了承ください。

③ 名義人本人による署名（自署）

氏名 甲野 太郎

※ 名義人本人が、**手書き**で記載する方法です。

④ 名義人本人記名 + 押印（記名押印）

氏名 甲野 太郎 
--

※ 印刷・ゴム印等で印字した氏名や、名義人本人以外が記載した氏名は「**記名**」です。

※ ③、④による場合は本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

2 届出書類等の訂正方法

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記②より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。

届出等代理人証明書

[立候補の届出書等を代理人が提出する場合の委任状の様式（例）]

届出等代理人証明書

住 所

新潟県〇〇市〇〇町△番□号

氏 名

乙 川 次 郎 

生年月日 昭和 〇 年 〇 月 〇 日

上記の者は、（候補者等の氏名）の令和〇年〇月〇日執行の燕市議会議員一般選挙における立候補の届出などの各種の届出等（※）について、私に代わって届出等に関する事務（届出書類等の訂正を含む）を行うものであることを証明します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住 所（候補者等の住所）

新潟県〇〇市△町□丁目×番〇号

氏 名（候補者等の署名又は記名押印）

甲 野 太 郎 

※特定の手続のみ委任する場合は、その内容がわかるように記入すること。
（例：「公費負担に関する届出等」、「選挙公報の掲載に関する申請」など）

立 候 補 の 届 出

1 届 出 の 日

10月11日（日）

燕市議会議員一般選挙の期日の告示のあった日に**郵便によることなく文書**で直接選挙長に届け出なければなりません。

2 時 間

午前8時30分から午後5時までです。

3 場 所

分水公民館 1階 大ホール

4 受 付 順 序

午前8時30分までに受付所に到着したものは、**くじ**により受付順序を決めます。

午前8時30分を過ぎて到着したものは、その**到着した順**により受付します。

5 持参する書類等

届出関係書類、2ページ「1届出書類等の提出方法」①~④で選択した方法により必要となるもの（ただし、事前審査（11ページ参照）で提示又は提出した名義人本人又は代理人が直接届け出る場合は省略可）

※ 訂正が生じた場合は、2ページ「2届出書類等の訂正方法」による対応が必要

6 立候補届に必要な書類

本人が届出をする場合	推 薦 届 出 の 場 合	備 考
○候補者届出書（本人届出）	○候補者届出書（推薦届出） ○候補者推薦届出承諾書 ○選挙人名簿登録証明書	記載例（5頁又は7頁）参照 記載例（8頁）参照 推薦届出者が、燕市の選挙人名簿に登録されている旨の証明
○供託証明書	○供託証明書	供託金額は30万円 記載例（6頁又は8頁）参照
○宣誓書 ○（所属党派証明書）	○宣誓書 ○（所属党派証明書）	政党その他政治団体に所属する者のみ必要。記載例（6頁）参照
○戸籍の謄本又は抄本	○戸籍の謄本又は抄本	
○（通称認定申請書）	○（通称認定申請書）	通称認定の申請をする者のみ必要。通称認定の申請は9頁参照

候補者届出書（本人届出）記載例

燕市議会議員一般選挙候補者届出書（本人届出）			
ふりがな 候補者氏名	こ う の た ろ う 甲 野 太 郎	性 別	Ⓐ ・ 女
本 籍	新潟県燕市吉田西太田		
住 所	新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地		
生 年 月 日	昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日（満○○歳）		
党 派	△△△△党	職 業	会社社長
一のウェブサイト等のアドレス	http://○○○○.○○○○		
選 挙	令和 8 年 1 0 月 1 8 日執行 燕市議会議員一般選挙		
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない 職にある者についてはその職名			
添 付 書 類	1. 供託証明書 2. 宣誓書 3. 所属党派証明書 4. 戸籍の謄本又は抄本 5. 通称認定申請書（必要に応じて）		

上記のとおり、関係書類を添えて立候補の届出をします。
 令和 8 年 1 0 月 1 1 日

氏名 甲 野 太 郎 

燕市議会議員一般選挙
 選挙長 星 野 友 栄 様

記載上の注意事項

- ① 文字は、**楷書で正確、明瞭に記載し、数字は算用数字**を使用してください。
- ② 候補者氏名欄には、**戸籍謄本（抄本）に記載の氏名**を記載し、ひらがなでふりがなをふってください。ただし、**廣 → 広、櫻 → 桜、嶋 → 島、高 → 高**等として届け出することは差し支えありません。
- ③ 本籍、住所、生年月日欄には、**正確に（県名から番地、丁目、番、号まで）**記載してください。（例 ××○○番地△、××丁目○番△号 など）
 本籍については、戸籍謄本（抄本）に記載の本籍地を記載してください。
 また、住所は、住民票をとりよせるなどして、正確な住所を記載してください。
 年齢については、**選挙期日現在の満年齢**を記入してください。
- ④ 党派欄には、**所属党派証明書に記載してある政党その他の政治団体の名称**を正確に記載してください。
 また、2以上の政党その他の政治団体に所属する場合であっても、いずれか1つの政党その他の政治団体の名称を記載してください。
 なお、いづれの政党その他の政治団体に所属していない場合は、「無所属」と記載するとともに、添付書類の「3. 所属党派証明書」の文字を二本線で抹消し、訂正してください。
- ⑤ 選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等のアドレスを1つ記載することができます。
- ⑥ 職業欄は、なるべく詳細に記載してください。
 なお、兼職禁止の職についている者については、その職名を記載しなければなりません。
- ⑦ 候補者本人の署名、記名押印又は本人確認等の方法による記名を選択できます（2ページ参照）
- ⑧ 届出書に記載した事項に異動が生じた場合には、直ちに文書で選挙長に届け出てください。

所属党派証明書及び供託書（候補者本人）

1 所属党派証明書の様式

所 属 党 派 証 明 書 氏 名 住 所 上記の者は、本政党（〇〇政治団体）に所属する者であることを証明する。 令和〇年〇月〇日 政党（政治団体）名 代表者
--

2 供託書の様式と記載例（候補者本人による現金供託の場合）

供託書・OCR用
(雑)

申請年月日	令和〇年〇月〇日	供託カード番号 () カードご利用の方ご記入ください。	法令条項	公職選挙法第 92 条第 1 項
供託所の表示	新潟県地方務局三条支局		供託の原因たる事実 供託者は、令和 8 年 10 月 18 日に行われる（予定の）燕市議会議員一般選挙につき、議員候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。	
供託者の住所氏名	住所 (〒959-0295) 新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地 氏名・法人名等 甲 野 太 郎 代表者又は代理人住所氏名 			
	被供託者の住所氏名	住所 (〒 -) 氏名・法人名等 新 潟 県 燕 市		☐ 別添のとおり ふたたびめからは別添継続用紙に記載してください。 ☐ 供託通知書の発送を通知する。
供託金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円		受領 年 月 日 ☐ 供託カード発行		
備考 官庁の名称 燕市議会議員一般選挙 選挙長				

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者 カ ナ 氏 名	コ ウ ノ タ ロ ウ
-------------------------	---

供託にあたっての注意点

- ① 供託すべき者は、候補者となろうとする本人が立候補の届出を行うときは、候補者となろうとする本人です。
- ② 供託書の「供託者の住所氏名」欄には、候補者本人の住所、氏名（候補者届出書に記載された住所、氏名）を記載してください。押印は不要です。
- ③ 供託事務は、法務局（近隣では新潟県地方務局三条支局）の窓口において平日午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで取り扱われます。このほかオンライン申請もご利用いただけます。
- ④ 供託金は可能な限り 10 月 9 日（金）の午前中までに申請及び払い込み手続きを完了してください。
- ⑤ 供託についての詳細は別紙資料の「選挙供託について」をご参考ください。

候補者届出書（推薦届出）記載例

燕市議会議員一般選挙候補者届出書（推薦届出）			
ふりがな 候補者氏名	こ う の た ろ う 甲 野 太 郎	性 別	Ⓐ ・ 女
本 籍	新潟県燕市吉田西太田		
住 所	新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地		
生 年 月 日	昭和〇年〇月〇日（満〇〇歳）		
党 派	△△△△党	職 業	会社社長
一のウェブサイト等のアドレス	http://〇〇〇〇.〇〇〇〇〇		
選 挙	令和 8 年 1 0 月 1 8 日 執行 燕市議会議員一般選挙		
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添 付 書 類	1. 候補者の承諾書 2. 選挙人名簿登録証明書 3. 供託証明書 4. 宣誓書 5. 所属党派証明書 6. 戸籍の謄本又は抄本 7. 通称認定申請書（必要に応じて）		

上記のとおり推薦届出をします。
 令和 8 年 1 0 月 1 1 日

推薦届出者
 住 所 新潟県燕市吉田日之出町 1 番 1 号
 氏 名 乙 川 次 郎 ㊞
 昭和〇年〇月〇日生

燕市議会議員一般選挙
 選挙長 星 野 友 栄 様

記載上の注意事項

候補者届出書（本人届出）と同じですが、次の点に注意してください。

- ① 推薦届出者は、**当該選挙区内の燕市の選挙人名簿に登録されている者**でなければなりません。
 また、これらの者が選挙人名簿に登録されている旨の証明を得なければなりません。
- ② 推薦届出者が複数いる場合は、推薦届出者全員の住所・氏名・生年月日を記載します。

候補者推薦届出承諾書及び供託書（推薦届出人）

1 候補者推薦届出承諾書の記載例

候 補 者 推 薦 届 出 承 諾 書	
令和 8 年 10 月 18 日 執行の 燕市議会議員一般選挙における候補者となることを承諾します。 令和〇年〇月〇日	
住 所 新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地 候補者 甲 野 太 郎	
推薦届出者 乙 川 次 郎 様	

（注）推薦届出者が複数いる場合は、推薦届出者全員を書くこと。

2 供託書の書式と記載例（推薦届出による現金供託の場合）

供託書・OCR用
（雑）

申請年月日	令和〇年〇月〇日	供託カード番号 ()	法令条項	公職選挙法第 92 条第 1 項
供託所の表示	新潟県地方務局三条支局	カードご利用の方は記入してください。	供託者は、令和 8 年 10 月 18 日に行われる（予定の）燕市議会議員一般選挙につき、新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地甲野太郎を議員候補者として当該選挙の選挙長に推薦届出をするため供託する。	
供託者の住所氏名	住所 (〒959-0295) 新潟県燕市吉田日之出町 1 番 1 号 氏名・法人名等 乙 川 次 郎 代表者又は代理人住所氏名	供託の原因たる事実 ☐ 別添のとおり ふたりめからは別添継続用紙に記載してください。		
	住所 (〒 -) 氏名・法人名等 新潟県燕市 被供託者の住所氏名		☐ 別添のとおり ふたりめからは別添継続用紙に記載してください。 ☐ 供託通知書の発送を通知する。	
供託金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			☐ 供託により消滅すべき質権又は抵当権 ☐ 反対給付の内容	備考 官庁の名称 燕市議会議員一般選挙 選挙長
			受領 年 月 日 ☐ 供託カード発行	

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者	オ ツ カ ワ シ 〇 ロ ウ
カナ	
氏名	

供託にあたっての注意点

- ① 供託書の「供託者の住所氏名」欄には、候補者推薦届出者の住所、氏名を記入してください。
- ② 供託すべき者は、推薦届出人です。

通 称 認 定 申 請

通称認定申請の手続（令 89⑤において準用する令 88⑧）

1 選挙長の認定

立候補届出書の候補者氏名欄に記載された本名に代えて本名以外の呼称で、本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）を次の場合に記載され、又は使用されることを希望するときは、その通称について、選挙長の認定を受けなければなりません。

- (1) 立候補届出等の告示 (2) 新聞広告 (3) 選挙公報
- (4) 投票記載所の氏名等の掲示

2 選挙長の認定を受ける場合の事例

(1) 通 称

候補者が戸籍上の氏名以外の呼称を有し、それが戸籍上の氏名に代わり広く通用している場合
例 芸名、ペンネームなど

(2) かな書

戸籍簿に記載された氏名を、その読みに従って、ひらがな又はカタカナ書きにする場合
例 甲野太郎 → こうの太郎、甲野たろう など

(3) 常用漢字にない字のあて字

常用漢字にない文字をその読みに従って、常用漢字にあてて使用する場合

(4) 旧 姓

旧姓を使用する場合

3 通称認定申請書及び認定書

1 による認定を受けようとする場合は、通称認定申請書を候補者届出書に添えて選挙長に申請します。**（同時に提出しなければ、無効として取り扱われますので、注意願います。）**

なお、2 の(1)の場合にあつては、当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（例えば、公の機関の発行した書類、手紙又ははがき等の信書、名刺等）を提示しなければなりません。

（2 の(2)、(3)の場合は、通称認定申請書の提出のみが必要で資料の提示は必要ありません。）

※ 記載例は、次のページを御覧ください。

なお、2 の(4)の申請のあった通称であつて、選挙長の認定があつた場合は、以下の申請において、本名に代えて旧姓を記載することができる。

- ・選挙公営に係る届出書類（契約届出書、確認申請書、確認書、使用証明書、請求書）
- ・報酬支給対象者の届出書
- ・新聞広告掲載文証明書及び新聞広告掲載承諾通知書

〔Q&A〕

Q 1：選挙運動用ポスター、選挙事務所用の立札、看板に通称を記載する場合、通称について、選挙長の認定を受けなければなりませんか。

A 1：受けなくとも記載できます。通称として認定されたか否かにかかわらず、候補者が自由に決めて差し支えありません。

通称認定申請書記載例

通 称 認 定 申 請 書

(ふりがな) こうの たろう
候補者氏名 甲 野 太 郎

(ふりがな) たろう
呼 称 こうの 太 郎

令和 8 年 10 月 18 日執行の燕市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第 89 条第 5 項の規定において準用する第 88 条第 8 項の規定により上記の呼称を
通称として認定されたく申請します。

令和 8 年 10 月 11 日

住 所 新潟県燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地
候補者 甲 野 太 郎 

燕市議会議員一般選挙
選挙長 星 野 友 栄 様

事 前 審 査

立候補受付当日、届出書が不備の場合は、受理されなかったり、補正のため時間がかかったりしますから、立候補届出書類の事前審査を次により行いますので、この審査を受けてください。

なお、事前審査を受ける前に、次の「審査票」により、あらかじめ持参する書類の点検を行うと審査がスムーズに進みます。

1 期 間

8月31日（月）、9月1日（火）、2日（水）の3日間

2 時 間

8月31日（月）、9月2日（水）は午前9時から午後5時まで

9月1日（火）は午後1時から午後5時まで

（※予め電話等で日時をご予約の上、審査にお越しくださいますようお願いします。）

3 事前審査を行う場所

選挙管理委員会事務局（上記期間は【燕市役所 1階 会議室103】にお越しください。）

4 そ の 他

- (1) 事前審査の際には、届出書類等及び2ページ「1届出書類等の提出方法」①～④で選択した方法により必要となるものを持参願います。
- (2) 立候補届関係以外の書類の審査も行いますので持参願います。
（選挙事務所設置届、出納責任者選任届、報酬支給者の届、選挙立会人の届 など）
- (3) 事前審査は上記期間以降も随時受付いたします。今回は早い時期からの審査となりますが、書類が揃えられていなくても上記期間に1度はお越しいただくことを強くお勧めします。書類の書き方、今後必要な事項などを説明させていただきます。

立 候 補 届 出 書 類 事 前 審 査 票

		審 査 事 項	確認欄	備考
共 通 事 項		(1) 文字は楷書で正確、明瞭に記載されているか、 数字は算用数字が使用されているか。 (2) 必要記載事項の記載漏れ、誤字、脱字、不要不動文字の抹消（訂正印等）漏れがないか。		
候 補 者 届 出 書	候 補 者 氏 名 欄	(1) 戸籍謄（抄）本の氏名と同一であるか。 〔常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げられている文字に対応するものがあれば、戸籍上の氏名の漢字をこれらの表の文字に更正してかまいません。〕 (2) 氏名にふりがな（ひらがな）がつけてあるか。 (3) ふりがなが氏名の通常の読みと一致するか。		
	性 別 欄	記載されているか。		
	本 籍 及 び 住 所 欄	(1) 戸籍謄（抄）本の本籍と同一であるか。 (2) 住民票の住所と同一であるか。 (3) 本籍及び住所欄は、県名から、番地まで記載されているか。 普通は、「丁目」に「番地」、住居表示では「○番○号」の文字は必ず記載する。		

		審 査 事 項	確認欄	備考
候 補 者 届 出 書	生年月日欄	(1) 生年月日は戸籍謄(抄)本の生年月日と一致するか。 (2) 年齢は令和8年10月18日(選挙期日)現在の満年齢が記載されているか。		
	党 派 欄	(1) 党派名は所属党派証明書の党派名と一致するか。 (2) 政党その他の政治団体の名称が20字を超えると きは20字以内の略称を併記してあるか。 (3) 無所属の場合は、「無所属」と記載するとともに、 添付書類欄の「3. 所属党派証明書」の文字を抹消 し、訂正してあるか。		
	職 業 欄	(1) 記載してあるか。 (2) 職業が2つ以上あるときは、いずれか1つの告示 すべき職業が記載してあるか。 (3) 兼職禁止の職にある者については、その職名又は 地方自治法第92条の2に規定する関係にある者(兼 業禁止)については、その旨を併記してあるか。		
	欄 外 末 尾	(1) 年、月、日、選挙長氏名は記載されているか。 (2) 候補者氏名は戸籍名と一致しているか。 (3) 押印又は提出方法により必要な書類の添付があ るか。(印影は、通常、添付書類の印影と一致するも のであること。) ※ 推薦届出の場合は、欄外末尾の記載は次による こと。 ア 年月日、選挙長氏名は記載されているか。 イ 候補者氏名は戸籍名と一致しているか。 ウ 推薦届出者の住所、氏名は記載されてい るか。(選挙人名簿登録証明書の住所、氏名と一 致するか。) エ 推薦届出者の押印又は提出方法により必要 な書類の添付があるか。 オ 2名以上の推薦届出者があるときは、その全 員に対して候補者が承諾しているかを候補者 推薦届出承諾書により確認すること。		
供託証明書	金 額 欄	供託金額は30万円であるか。		
	供 託 者 の 住所氏名欄	(1) 本人届出のときは、候補者届出書に記載された住 所、氏名(戸籍名)と一致するか。 (2) 推薦届出のときは、推薦届出者名義となってい るか。(この場合候補者本人が供託しても候補者届出 書は受理されない。) 数人連名で推薦届出をする場合には、その中の1 人だけの名義で供託してもよい。 (3) 代理人による供託のときは、名義人の氏名が記載 されたうえ、代理人の住所、氏名が記載されてい るか。		
	被供託者の 住所氏名欄	「新潟県燕市」となっているか。		

		審 査 事 項	確認欄	備考
供託証明書	供託の原因 たる事実欄	(1) 当該選挙に関するものであるか。 (2) 推薦届出のときは、候補者届出書に記載された候補者の住所、氏名（戸籍名）が記載されているか。		
	備 考 欄	「官庁の名称・燕市議会議員一般選挙 選挙長」の記載があるか。		
	受 領 印	法務局供託官又は日本銀行の供託金受領印があるか。		
宣 誓 書		(1) 氏名は候補者届出書に記載された候補者の氏名と同一であるか。 (2) 押印又は提出方法により必要な書類の添付があるか。		
所 属 党 派 証 明 書		(無所属以外の者のみ) (1) 正規の証明書であるか。 (2) 氏名は戸籍謄（抄）本の氏名と同一であるか。 (3) 住所は記載されているか。 (4) 発行日付が入っているか。 (直近に発行されたものが必要であること。)		
戸 籍 謄（抄）本		発行時期は直近のものであるか。（3ヶ月以内）		
推薦届出の場合の添付書類				
候補者推薦 届出承諾書		(1) 候補者本人の住所、氏名と一致しているか。 (2) 候補者の押印又は書類の真正性を確認できる書類の添付があるか。		
選挙人名簿 登録証明書		(1) 推薦届出者の登録証明書であるか。 住所、氏名は、候補者届出書（推薦届出）における推薦届出者の住所、氏名と同一であるか。 (2) 発行時期は直近のものであるか。		
通称認定申請を行う場合				
通 称 認 定 申 請 書		(1) 「候補者氏名」、末尾の「申請者氏名」には候補者の本名（戸籍名）が記載されているか。 (2) 「呼称」には、通称名が記載されているか。 (3) 「候補者氏名」、「呼称」にはふりがな（ひらがな）がついてあるか。 (氏名が“かな”の部分にはふりがなをつけないこと。) (4) 氏名にかわる程度に通用していることを証する資料が添付してあるか。 (公の機関が発行した書類、手紙や葉書等)		

そ の 他 の 届 出 等

1 立候補の辞退届出（法 86 の 4 ⑩、規則 16 号様式の 17）

立候補を辞退する者は、**候補者本人（推薦届出の場合も候補者本人）**が選挙長に**文書で選挙期の告示の日（10 月 11 日の午後 5 時まで）**に辞退の届出をしなければなりません。10 月 12 日以後は、辞退できません。

また、辞退しても供託物は返してもらえません。

辞退届出書の様式

燕市議会議員一般選挙候補者辞退届出書

候 補 者 甲 野 太 郎
事 由 何 々

上記のとおり令和 8 年 10 月 18 日執行の燕市議会議員一般選挙において、候補者たることを辞する旨の届出をします。

令和 8 年 1 0 月 1 1 日

燕市議会議員一般選挙候補者 甲 野 太 郎

燕市議会議員一般選挙

選挙長 星 野 友 栄 様

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

2 選挙立会人の届出

(1) 選挙立会人の資格

○当該選挙の選挙権を有する者（法 76、62①）

※今回の選挙は、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うため、選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

○当該選挙の公職の候補者でない者（法 76、62⑨）

(2) 選任方法

資格を有する者 1 人を、本人の承諾を得て定め、選挙長に届出（法 76、62①）

(3) 届出の方法及び期限

次のページ、その他の届出事項等一覧表のとおり

3 供託物の返還（令 93）

供託物は、選挙及び当選の効力確定後に返還できることになりますので、**返還できるようになったら、その旨通知します。**

なお、得票数が供託物没収点に達しない場合、供託物は没収されます。

（供託物没収点の計算方法）

有効投票の総数 ÷ 当該選挙区の議員定数 × 1 ÷ 10

その他の届出事項等一覧表

NO	項 目	期 限	届出・申請者	届出・申請先	備 考
1	出納責任者の選任（異動）（職務代行）の届出	選任（異動）後直ちに	選任者（候補者又は推薦届出者）	市選管	推薦届出者が選任する場合には候補者の承諾書添付
2	報酬の支給を受けることのできる選挙運動従事者の届出	使用する前に	候補者	同 上	
3	選挙事務所の設置（異動）の届出	設置（異動）後直ちに	設置者（候補者又は推薦届出者）	同 上	推薦届出者が設置の場合には候補者の承諾書添付
4	選挙運動用ビラの届出	ビラ証紙を受領する前	候補者	同 上	頒布するビラの見本を2枚添付
5	公営施設使用の個人演説会開催の申出	演説会開催日前2日まで	候補者	同 上	
6	選挙公報掲載の申請	告示の日	同 上	同 上	掲載文1通に写真一葉を申請書とともに提出（なるべく持参）なるべく事前相談を受けてください。
7	選挙立会人となるべき者の届出	選挙の期日前3日まで	同 上	選挙長	立会人となるべき者の承諾書添付
8	候補者届出書記載事項異動の届出	異動のあった場合直ちに	立候補の届出者	同 上	
9	選挙運動用通常葉書の受領（又は手持葉書の表示を受ける）	立候補の届出後から	候補者	日本郵便株式会社 燕郵便局	選挙長より交付の「候補者用通常葉書使用証明書」提示（受領書提出）
10	選挙運動用通常葉書の差出	同 上	同 上	同 上	選挙長より交付の「選挙運動用通常葉書差出票」添付

NO	項 目	期 限	届出・申請者	届出・申請先	備 考
11	新聞広告の申込 (2回)	立候補の届出後 から	候補者	希望の新聞 社 (自由選択)	選挙長より交付の 「新聞広告掲載証明 書及び掲載承諾通知 書」提出
12	収支報告書の提出	選挙の期日から 15 日以内 (その後の収支 については、そ の収支のなされ た日から 7 日以 内)	出納責任者	市選管	領収書等の写し添付
13	自動車・船舶・拡声 機・街頭演説用標 旗・街頭演説用及び 乗車(船)用の腕章 の再交付申請	破損又は紛失し た場合	候補者	同 上	再交付の申請(破損 による場合は破損し た現物を提出・紛失 の場合は警察署長に 届出た後に)

(注) NO1～7、12は用紙又は様式を交付

選挙運動の期間等

1 選挙運動の期間（法 129）

始 期 告示の日から（立候補届受理のときから）

終 期 選挙期日の前日まで（10月17日 午後12時まで）

ただし、街頭演説、選挙運動用自動車上の連呼行為は午後8時まで

例外として選挙当日でもできる選挙運動

- ① 投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に選挙事務所を設置すること。
- ② ①の選挙事務所を表示するために、その場所で、ポスター、立札及び看板の類を通じて3枚以内とちょうちんの類1個を掲示すること。
- ③ 選挙運動期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。
- ④ 選挙運動期間中、ウェブサイト等に適法に掲載された選挙運動用文書図画をそのまま掲載しておくこと。

2 選挙運動を禁止される者

(1) 選挙事務関係者（法 135）

- ① 投票管理者、選挙長は、在職中その関係区域内での選挙運動は禁止
- ② 不在者投票管理者は不在者投票に関し、業務上の地位を利用した選挙運動は禁止

(2) 特定公務員（法 136）

選挙管理委員会委員及び職員、裁判官などは、在職中の選挙運動は禁止

(3) 一般職の公務員等

国家公務員法、地方公務員法等により政治的行為（選挙運動を含む）は制限

(4) 公務員等の地位利用による選挙運動は禁止（法 136 の 2）

～地位利用による選挙運動類似行為も禁止～

(5) 教育者の地位利用による選挙運動は禁止（法 137）

(6) 年齢満18年未満の者の選挙運動は禁止（法 137 の 2）

(7) 選挙犯罪者又は政治資金規正法違反者の選挙運動は禁止（法 137 の 3）

〔Q&A〕

Q 1：無投票となった場合、選挙運動はできますか。

A 1：できません。（告示の日の午後5時以降）

- Q 2** : 選挙運動期間中、すでに適法に掲示してある選挙運動用ポスターを選挙当日に貼り替えることができますか。
- A 2** : 選挙運動期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターを選挙当日も掲示しておくことだけが許されるのであるから、選挙当日貼り替えることはできません。ただし、前日までならできます。
- Q 3** : 投票日に特定の候補者や特定の候補者を支持推薦している団体等が、電話や自動車等を使用して棄権防止を呼びかけることはどうですか。
- A 3** : 棄権防止のためといえども、あわせて特定の候補者の当選目的のためと認められ、違反となる場合が多いでしょう。
- Q 4** : 投票日に投票所の前の道路で個々に投票を依頼することはどうですか。
- A 4** : 個々面接といえども、選挙運動であるので、投票日にはできません。
- Q 5** : 公営施設以外の個人演説会場確保のため、告示前に使用料を前納して会場を借用しておくことは準備行為として許されますか。
- A 5** : あわせて投票獲得の意思をもって行われたものでない限り差し支えありません。
ただし、実際に個人演説会を開催する意図もなく演説会場を全部借り切り、他の候補者の選挙の自由を妨害するときは、選挙自由妨害罪の問題が生じることがあります。
- Q 6** : 人事委員会・公平委員会委員は、選挙運動をすることができますか。
- A 6** : 地方公務員法第 9 条の 2 第 12 項の規定によって準用される同法第 36 条の規定により、選挙運動はできません。
- Q 7** : 外国人は、選挙運動ができますか。
- A 7** : 公職選挙法上は、規制されませんが、場合によっては、出入国管理及び難民認定法第 24 条（退去強制）の適用を受けることがあります。
- Q 8** : 18 歳未満の者をポスター貼りの労務者として使用することはできますか。
- A 8** : 18 歳未満の者であってもポスター貼りのような単純作業のみに従事するのであれば差し支えありません。
- Q 9** : 選挙運動期間中、ウェブサイト等に適法に掲載された選挙運動用文書図画を選挙当日に更新することができますか。
- A 9** : 選挙運動期間中、ウェブサイト等に適法に掲載された選挙運動用文書図画を選挙当日もそのまま掲載しておくことだけが許されるのであるから、選挙当日に更新することはできません。

選 挙 事 務 所

1 選挙事務所（法 130①、131①）

候補者一人について1箇所の選挙事務所を設置することができます。

なお、推薦届出者（数人あるときはその代表者）も設置することができますが、そのときは候補者の承諾を要します。

2 期 間（法 132）

立候補届出受理の時から選挙の当日まで

ただし、選挙の当日は、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以外の区域に限られます。

3 移動回数（法 131②）

1日に1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）できません。

4 届出の方法（法 130②、令 108）

設置者は、市選挙管理委員会に、「**選挙事務所設置届**」により（推薦届出者による設置の場合は、「候補者の承諾書」を（推薦届出者が数人あるときは「その代表者である旨の証明書」も）添付して）届け出てください。

異動についても同様に、**市選挙管理委員会**あてに届け出てください。

5 選挙事務所を表示するための文書図画（法 143①、⑤、⑦、⑨、⑩）

選挙事務所を表示するために、その場所において次のものを掲示することができます。（選挙の当日においても、掲示することができます）

① ポスター、立札、看板の類を**通じて（合計）3枚（縦350cm、横100cm以内（縦横自由））**

② ちょうちんの類を**1個（高さ85cm、直径45cm以内）**

※ **掲示責任者の氏名等の記載は、必要ありません。**

6 選挙事務所内で頒布できる文書図画（法 142、令 109 の 6）

選挙事務所を取り扱う市選挙管理委員会に届け出た選挙運動用ビラ

このビラには、市選挙管理委員会から交付された証紙を貼らなければ頒布することができません。

〔Q&A〕

Q 1：投票所を設けた場所の入口から 300m 未満の区域とは、具体的にはどのような区域をいうのですか。

A 1：「投票所を設けた場所」とは、投票所の建物及びその敷地の全部をいい、入口が 2 以上ある場合には、その各々の入口を基点として直線距離 300m 未満の区域をいいます。例えば、学校が投票所の場合には、校門（正面、裏門がある場合には、それぞれ）を中心として半径 300 m の円の内側の区域となります。

Q 2：ポスター等の記載内容に制限はありますか。

A 2：全体として選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。従って、選挙事務所を表示するためのものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。ただし、付随的に政見等を記載したり、候補者の写真や画像等を貼りつけることは、差し支えありません。

Q 3：ポスター、立札、看板の類を通じて 3 とは、どういうことですか。

A 3：通じて 3 とは、合計 3 の意味で、例えば、ポスターを 2 枚使った場合には、立札か看板のいずれか 1 枚しか使用できないことになります。また、ポスター、立札、看板の類の両面を使用した場合は、2 枚と数えられるので注意願います。

Q 4：立札・看板の大きさの制限は、字句の記載される部分のみで、その下の足の部分等は、含まれないと思いますがどうですか。

A 4：（地上に出ている）足の部分は、含まれます。

Q 5：布製の旗をのぼりの様に立てることはできますか。

A 5：のぼりは、看板の類と認められるので立てることはできます。その際、旗竿の足の部分も規格の制限に含まれるので注意が必要です。

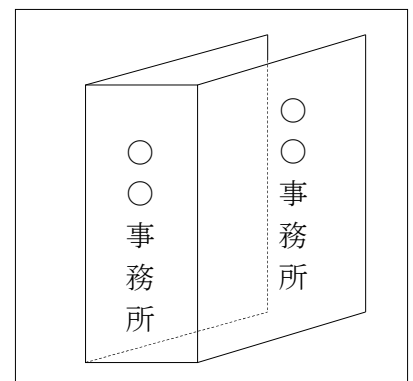
Q 6：ちょうちんに電灯を入れて使用できますか。また、立札の周囲を豆電球でふちどりして、点灯したり点滅したりできますか。

A 6：前段 できます。 後段 できません。

Q 7：右のような看板を使用することができますか。

A 7：立体感を有するので看板とは認められず、使用できません。

（注） この看板は最初からこのような形に作られ、壁に取り付けられたものである。



選挙運動用自動車（船舶）

1 選挙運動用自動車（船舶）（法 141①）

候補者 1 人について、主として選挙運動のために使用される自動車と船舶は、通じて 1 台（隻）に限り使用できます。

2 使用できる自動車の種類（令 109 の 3）（宣伝用のものは、使用できません。）

乗車定員 10 人以下、車両重量 3.5 トン以下のもの

3 使用の手続（法 141⑤）

立候補届出の際、市選挙管理委員会が交付する「**自動車船舶表示板**」を、前面の見やすいか所に使用中掲示しておかなければなりません。

4 掲示できる文書図画（法 143①、⑨、⑩）

(1) ポスター、立札、看板の類（縦 273cm、横 73cm 以内（縦横自由））、数の制限はありません。

(2) ちょうちんの類を 1 個（高さ 85cm、直径 45cm 以内）

※記載内容には、制限はありません。

※選挙運動用自動車に看板類を取り付けるにあたり、取り付けの仕方によっては「設備外積載許可申請書」を燕警察署に提出し、許可を受ける必要があります。詳しくは別紙資料「選挙運動用自動車等の警察への許可申請について」をご確認ください。

5 乗車（船）することができる人数（法 141 の 2 ①）

選挙運動用自動車又は船舶に、乗車又は乗船する者は、候補者、運転手（1 人）又は船員（人数制限なし）の外、市選挙管理委員会が交付する「**乗車（船）用腕章**」を着けた運動員 4 人

6 乗車（船）用腕章（法 141 の 2 ②）

候補者・運転手・船員は、着用の必要はありません。

また、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使用できます。（法 164 の 7 ②）

7 車上の選挙運動（法 141 の 3）

走行中は、連呼行為を除き選挙運動はできません。

停止している車上においては、街頭演説、その他の演説、連呼行為ができますが、それぞれの規制に従わなければなりません。

8 自動車以外の諸車の使用

自転車（原動機付きを含む。）、そり、荷車、リヤカー等は、何の制限もなく自由に使用できます。しかし、立札、看板、のぼり、ポスター等を取り付けて使用することはできません。

9 自動車の使用の公営

候補者は、選挙運動用自動車の使用について、供託物が没収されることとなる候補者を除き、一定限度額の範囲内で無料で使用することができます。

詳細は、「公費負担の手引」を参照してください。

〔Q&A〕

Q 1：停止した自動車の上においてする演説は街頭演説に当たりますか。

A 1：街頭演説に該当する場合があります。該当する場合、街頭演説用の標旗を掲げなければなりません。

Q 2：選挙運動用自動車の車体に候補者の氏名を直接記載することはできますか。

A 2：車体に規格内の枠を設けて行うときは、差し支えありません。

Q 3：選挙運動用自動車に電灯を取り付け、夜間、候補者の氏名を照明することはできますか。

A 3：単なる照明程度のものでは差し支えありません。

Q 4：四輪駆動式のワンボックス型（箱型）自動車でサンルーフが装備されているものは、選挙運動用自動車として使用できますか。

A 4：車両重量 3.5 トン以下のものでは使用できます。ただし、サンルーフ部分を走行中開放して使用することはできません。

Q 5：個人又は団体が、選挙の告示後、特定の候補者を当該個人又は団体が推薦している旨を不特定多数人に自動車からマイクで放送することはできますか。

A 5：当該自動車が選挙運動用自動車でない場合は、法 141 に違反し、また、この場合連呼行為にわたると法 140 の 2（連呼行為の禁止）にも違反します。なお、団体の車両においても同様です。

Q 6：主として選挙運動のために使用する自動車のほかに、その故障等の場合において、使用するための予備車を用意しておくことはどうですか。また、予備車を連行することはどうですか。

A 6：予備車を用意しておくことは差し支えありませんが、これを連行することはできません。

選 挙 運 動 用 拡 声 機

1 拡 声 機（法 141①）

主として選挙運動のために使用される拡声機は、候補者 1 人につき、**1 そろい**に限り使用できます。

そのほかに、個人演説会やいわゆる幕間演説の開催中その会場において別に 1 そろいを使うことができます。拡声機はすべて候補者が用意しなければならないわけではなく、個人演説会場に設備してあるような場合は、それを使うことは差し支えありません。

2 拡声機 1 そろいとは

通常は、マイク 1 個とスピーカー 1 個及びこれに必要な増幅装置をいいます。

しかし、演説会場において、1 個のマイクに数個のスピーカーが設置されている場合、その他通常的使用方法として数個のスピーカーを使用することが認められている場合には、マイクが 1 個である限り拡声機 1 そろいと考えられます。また、CD ラジカセのように肉声以上の音響を発する性能を有するものは拡声機とみなされると考えられます。

3 使用の手続（法 141⑤）

立候補届出の際、市選挙管理委員会が交付する「**拡声機表示板**」をマイクروفンの下部等外部から見やすいか所に掲示しておかなければなりません。

ただし、個人演説会やいわゆる幕間演説の開催中使用する拡声機には表示の必要はありません。

〔Q&A〕

Q 1：いわゆる携帯用電気メガフォンは拡声機ですか。

A 1：電気メガフォンは、拡声機と解されます。

Q 2：無線マイクは拡声機に該当しますか。

A 2：該当します。

Q 3：候補者が映画館の休憩時間に、場内アナウンスを利用し、アナウンサーを通じ自己の選挙運動のための演説を行わせることは差し支えないですか。

A 3：幕間演説とみなされるので、差し支えないと考えられます。

Q 4：候補者が政見を録音し、I Cレコーダーを使用して個人演説会又は街頭演説において演説することは差し支えないですか。

また、その場合、I Cレコーダーは、選挙運動のために使用する拡声機と認められますか。

A 4：前段 差し支えありません。

後段 肉声以上の音響を発する性能を有しないI Cレコーダーのみを使用する場合は、当該I Cレコーダーは拡声機とみなされません。

Q 5：特定の候補者の街頭演説周知のため、第三者が、各個人商店の拡声機を使用することはできますか。

A 5：主として選挙運動のために使用する拡声機と認められ、法 141 及び法 187（出納責任者の支出権限）の制限に従わなければなりません。

Q 6：公営施設において拡声装置をしてある場合においても、なお別に拡声機を場内に1 そろい使用することができますか。

A 6：別に1 そろいの拡声機が主として選挙運動のために使用する拡声機（表示板掲示のもの）である場合は使用できますが、その他の場合は使用することができません。

選挙運動として制限される特定行為

1 休息所等の設置の禁止（法 133）

休息所等の設置は一切禁止されます。

2 戸別訪問の禁止（法 138）

(1) 戸別訪問は禁止されます。

(2) 戸別訪問に類似する次のような行為も戸別訪問とみなされて禁止されます。

① 選挙運動のために、戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為

② 選挙運動のために、戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為

3 署名運動の禁止（法 138 の 2）

選挙に関し、投票を得る目的等のために、選挙人に対し署名運動をすることは禁止されます。

4 人気投票の公表の禁止（法 138 の 3）

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されます。

5 飲食物の提供の禁止（法 139）

選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物の提供は禁止されます。

ただし、**運動員（労務者除く）**に対して、**1食 1,500 円、1日 4,500 円、かつ、選挙運動期間中 315 食以内で候補者の選挙事務所で出す弁当を除きます。**

6 氣勢を張る行為の禁止（法 140）

選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等による氣勢を張る行為は禁止されます。

7 連呼行為（法 140 の 2）

選挙運動のための連呼行為（短時間に一定の文句を連続反復して呼称すること）は次の場合を除き禁止されます。

① 個人演説会場での連呼

② 街頭演説の場所における連呼

③ 単なる演説の場所における連呼

④ 選挙運動用自動車上の「流し連呼」（午前 8 時から午後 8 時に限られます。）

国又は地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）等では禁止（公営の個人演説会を開催している場合を除きます。）されています。（法 166）

学校、病院等の周辺では、マイクの音量を落とすなど静穏の保持に努めなければなりません。

〔Q&A〕

Q 1 : 投票を得る目的で選挙人の勤務先の事務所を訪問することはできますか。

A 1 : 戸別訪問にあたりできません。

Q 2 : 工場、会社、その他事務所における選挙人の机上に候補者の名刺を残し置くことは戸別訪問にあたりますか。

A 2 : 事務所ごとに又は事務室ごとに行う場合には、戸別訪問にあたります。また、文書図画の頒布違反にもなります。

Q 3 : 選挙運動のため、次々と電話で有権者に対し、演説会の開催又は演説を行うことを告知する行為は戸別訪問の禁止に該当しますか。

また、同様に、特定の候補者の氏名や政党その他の政治団体の名称を告知することはどうですか。

A 3 : いずれも戸別訪問の禁止による制限は受けず行うことができます。

Q 4 : 次の点についてはどうですか。

- ① 個人演説会場で歩きながら連呼行為をすること。
- ② 個人演説会場で連呼行為をする場合の時間的制限はありますか。
- ③ 個人演説会を開始する前又は個人演説会終了後に連呼行為はできますか。

A 4 : ① 会場内に向かってする限りできます。

② 個人演説会場の開催時間中に限りできます。

③ 個人演説会場内に限り、個人演説会の開催時間中及び個人演説会の演説の直前又は直後であればできます。

Q 5 : 次の場合において、その連呼行為をする者は腕章が必要ですか。

- ① 個人演説会場
- ② 幕間演説
- ③ 車上で行う街頭演説
- ④ 車上以外で行う街頭演説

A 5 : ①と②は必要ありません。

③ 乗車（船）用腕章が必要です。

④ 乗車（船）用腕章又は街頭演説用腕章が必要です。

Q 6 : 選挙運動員及び労務者に対して提供する弁当について次の点はどうですか。

- ① いつ提供できますか。
- ② どこで提供することができますか。

A 6 : ① 立候補の届出の後、投票日の前日までに限り提供できます。

② 候補者の選挙事務所においてのみ、提供できます。

文書図画による選挙運動の制限

1 頒布できるもの（法 142）

候補者が選挙運動のために頒布できる文書図画は、**選挙運動用通常葉書 2,000 枚及び選挙運動用ビラ 4,000 枚**に限られます。

2 インターネット等を利用する方法により頒布できるもの（法 142 の 3、142 の 4）

上記 1 の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布することができます。

3 掲示できるもの（法 143）

候補者が選挙運動のために掲示できる文書図画は、次のものに限られます。

- ① 選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板の類を**通じて 3 枚**とちょうちんの類**1 個**
- ② 選挙運動用自動車に取り付けて使用する「ポスター・立札・看板の類」（数、記載内容の制限はない）及び「ちょうちんの類」**1 個**
- ③ 候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類（下記 4 参照）
- ④ 個人演説会場内において、その演説会の開催中に使用する「ポスター・立札・看板の類」（数に制限はありません。）及び「ちょうちんの類」**1 個**
※ 個人演説会場外においては、「ポスター・立札・看板の類」はあわせて **2 枚以内**（立札・看板を両面にした場合は 2 枚となります。）、「ちょうちんの類」は **1 個**（ただし、会場内に「ちょうちんの類」を掲示した場合は不可）
- ⑤ 屋内の個人演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- ⑥ 公営ポスター掲示場（**275 か所**）への選挙運動用ポスターの掲示

4 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者が着用している限り、数、規格、記載内容に制限はありません。

5 アドバルーン、ネオン・サイン等（法 143②）

選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写会等を行うことはできません。（上記 3⑤の屋内の個人演説会場内における映写等の類を除く。）

また、看板を照明するために電灯を使用することは差し支えありませんが、単なる照明の範囲を超える用法は認められません。

6 脱法文書の禁止（法 146）

- (1) 選挙運動期間中いかなる名義であっても文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボルマーク、政党その他の政治団体の名称、候補者を推薦、支持又は反対する者の名を表示する文書図画を頒布又は掲示することはできません。
- (2) 選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、候補者の推薦届出者、選挙運動従事者、候補者と同一戸籍内の者の氏名を表示した年賀状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状（例えば、転任あいさつ状、退任あいさつ状、開店あいさつ状）を候補者の選挙区内に頒布又は掲示することもできません。

7 文書図画に記載、表示されたバーコードその他これに類する符号の取扱い（法 271 の 6①、②）

文書図画にバーコードその他これに類する符号、いわゆるQRコード等が記載、表示されている場合には、その読取り後の表示事項が当該文書図画に記載、表示されているものとされます。

ただし、読取り後の表示事項が、法定記載事項である場合には、その読取り後の表示事項は当該文書図画に記載、表示されていないものとされるため、法定記載事項をバーコード・QRコード等により記載、表示することはできません。

8 選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体の取扱い（法 271 の 6③）

選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体、例えばDVDやUSBメモリを頒布することは、当該選挙運動用文書図画を頒布する行為とみなされるため、できません。

〔Q&A〕

Q 1：次のものは選挙運動に使用できますか。

①懸垂幕 ②プラカード ③旗、のぼり ④吹流し

A 1：①、②、③は、ポスター、立札、看板の類に含まれますので、使用できます。

ただし、大きさや数の制限があります。

④は、ポスター、立札、ちょうちん、看板の類に入らないので、使用できません。

Q 2：旗、のぼりの大きさは旗竿を含みますか。

A 2：含みます。

Q 3：立札、看板の材料に制限はありますか。

A 3：ありません。

Q 4：病院の待合室等一般人の参集する場所に「〇〇先生の当選を祈る」というビラを掲示することはできますか。

A 4：できません。

Q 5：ポケット・ティッシュに候補者の氏名を入れて、街頭で配布することはできますか。

A 5：できません。

Q 6：「燕市議会議員一般選挙候補者何某選挙対策委員」という肩書きを付した名刺を頒布することはできますか。

A 6：できません。

Q 7：選挙違反をしないようにと「選挙に関する注意」と題するパンフレットに候補者名又はこれを支持する団体名を表示して頒布することはできますか。

A 7：できません。

Q 8：都合により演説会を開催できなかった旨を陳謝するビラやポスターを頒布又は掲示することはできますか。

A 8：できません。

選挙運動用通常葉書

1 使用できる枚数（法 142①）

選挙運動のために頒布できる選挙葉書は、候補者 1 人について、通常葉書 **2,000 枚**のみです。

2 通常葉書入手の方法（郵便規則 2 ①）

候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、無料とされています。

無料の通常葉書を手に入れる方法は、立候補届出の際に選挙長が交付する「**候補者用通常葉書使用証明書**」を選挙運動期間中に、**日本郵便株式会社燕郵便局**に提示して、候補者のための選挙用の表示がしてある通常葉書の交付を受けます。

3 私製葉書の使用（郵便規則 3 ①、②）

上記 2 の通常葉書を用いず、手持の通常葉書又は私製葉書をあらかじめ印刷しておくことはできますので、それに「**候補者用通常葉書使用証明書**」を添えて**日本郵便株式会社燕郵便局**に提出し、候補者のための選挙用の表示を受けて使用することになります。

ただし、手持ちの通常葉書を用いる場合は、その購入費用は自己負担となりますから注意してください。

4 葉書の使用の方法

候補者が使用するほか、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、**記載内容についても制限はありません**。したがって、政見、投票依頼はもちろん、個人演説会の開催通知のために用いても差し支えありません。

(1) 葉書の発送（郵便規則 8）

郵便物の配達事務を取り扱う**燕郵便局の窓口**に立候補届出の際交付された「**選挙運動用通常葉書差出票**」を添えて差し出さなければなりません。郵便によらず使送によったり、路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

(2) 葉書に要する費用

日本郵便株式会社燕郵便局から無料で交付される通常葉書を使用する場合であっても、葉書の印刷費、筆耕料等は選挙運動費用に計上しなければなりません。私製葉書を使用する場合は、台紙代と印刷費と筆耕料を選挙運動費用に計上しなければなりません。

(3) 譲渡の禁止及び返還（法 177）

日本郵便株式会社燕郵便局から交付を受けた選挙運動用の通常葉書は他人に譲渡してはいけません。

また、通常葉書の交付を受けた候補者が立候補を辞退したなどのときは、使用しなかった分を返還しなければなりません。

※選挙運動用通常葉書は、選挙期日の前日までに配達されるよう早めに差し出してください。

※「候補者用通常葉書使用証明書」及び「選挙運動用通常葉書差出票」は紛失しないよう注意してください。

〔Q&A〕

Q 1 : 第三者が推薦状を出すことはできますか。

A 1 : 候補者の使用できる選挙運動用通常葉書を候補者からもらって使用するのであれば差し支えありませんが、それ以外の文書は一切使用することはできません。

Q 2 : 電報によって投票を依頼することはできますか。

A 2 : 電報は通常葉書でないので、できません。

Q 3 : 事務連絡のために使用する場合には、選挙運動用の通常葉書を用いなくても差し支えありませんか。

A 3 : 単に事務連絡のものである限り、選挙運動用の通常葉書以外の葉書、封書、電報等を使用しても差し支えありません。

Q 4 : 選挙運動用通常葉書に「〇〇様（世帯主名）御家族御一同様」と記載し郵送することはできますか。また、「〇〇会社〇〇課御中」と記載し郵送することはできますか。

A 4 : 前段 できます。後段 当該葉書を多くの有権者に回覧・掲示等を行うことを予定しているためできません。

Q 5 : 私製葉書には、大きさの制限がありますか。

A 5 : 長辺は 14 cm 以上 15.4 cm 以内、短辺は 9 cm 以上 10.7 cm 以内の長方形の紙という制限があります。なお、大きさの他にも制限がありますので、燕郵便局へおたずねください。

Q 6 : 選挙運動用通常葉書は、圧着葉書を使用してもいいですか。

A 6 : 使用できません。

Q 7 : くじつき暑中見舞葉書をその有効期間内に選挙運動用通常葉書として使用できますか。

A 7 : 使用できません。（時候のあいさつ状の禁止にも注意のこと）

Q 8 : 選挙運動用の通常葉書に候補者の写真を掲載することはできますか。

また、記載文書の内容に制限はありますか。

A 8 : 写真の掲載、掲載文の内容について制限はありませんが、他の罰則に触れる事項（例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事）を記載することはできません。

Q 9 : 選挙事務所を開設した旨を選人に選挙運動用通常葉書以外の葉書で通知することはできますか。

A 9 : できません。ただし、選挙運動関係者等事務所の設置場所を知らなければならない者に対して、連絡するのであれば差し支えありません。

Q 10 : 選挙当日選人に届くよう選挙運動用通常葉書を発送することはできますか。

A 10 : できません。

選 挙 運 動 用 ビ ラ

1 頒布できる種類及び枚数（法 142①）

候補者 1 人について **4,000 枚** を頒布することができます。（散布することはできません。）

このビラは、市選挙管理委員会に届け出た **2 種類以内** のものに限られます。

2 ビラの規格等（法 142⑧、⑨）

長さ 29.7 cm、幅 21 cm（A 4 判）を超えてはなりません。

このビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

3 ビラの記載内容等

特に制限がないので、政見の宣伝や、直接投票依頼のためなどに使用できます。ただ、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような内容を書くことはできません。

また、色刷りについても制限がなく、紙質についても特に制限はありません。

4 証紙の貼付（法 142⑦）

選挙運動用ビラは、市選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。一度使用した証紙を他のビラに再度貼付することはできません。

証紙の再交付はしませんので、紛失しないよう注意してください。

5 頒布方法（法 142⑥、令 109 の 6）

選挙運動用ビラの頒布方法は、次の 2 通りに限られるので、ビラを郵送したり、戸別に訪問して配ったり、街頭演説の場所以外の街頭で通行人に配ることもできません。

(1) 新聞^{注1} 折込みによる頒布

(2) 当該候補者の選挙事務所内^{注2}、個人演説会の会場内^{注3} 又は街頭演説の場所における頒布

（注 1） 「新聞」には、いわゆる普通の一般紙のほかに政党や労働組合等の機関紙や、業界紙等も含まれますが、「新聞折込みによる方法」は、通常の一般紙における新聞折込みの方法のように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折込む方法になります。

したがって、不特定の者に無差別に配布される新聞への折込み、臨時の号外への折込み等不特定の者を対象とする頒布方法は、この「新聞折込みによる方法」とはいえませんが、

また、新聞折込みによる頒布の方法における候補者とビラ折込み業者との関係は、通常の契約関係であって、法律によって業者にビラの折込みを強制しているものではないので、注意してください。

（注 2） 「選挙事務所内における」とは「選挙事務所における」という場合と異なり、後者より狭い選挙事務所の内部を指すものです。したがって、選挙事務所の外部の路上に当該ビラを置き通行人に自由に持ち帰らせること等はできません。

(注3) 「個人演説会の会場内における頒布」とは候補者自身が開催した個人演説会の会場内における頒布をいうものです。したがって、他の候補者が開催した個人演説会の会場内において頒布することはできません。

6 ビラ作成の公営

候補者は、選挙運動用ビラの作成について、供託物が没収されることとなる場合を除き、一定限度額の範囲内において無料で作成することができます。

詳細は、別冊「公費負担の手引」を参照してください。

〔Q&A〕

Q 1：選挙運動用ビラは、両面に印刷することができますか。できるとした場合、枚数はどのように計算するのですか。

A 1：できます。枚数については、これを1枚として計算します。

Q 2：選挙運動用ビラを2人以上の候補者が共同して使用した場合、枚数の計算及び証紙の貼付についてはどうですか。

A 2：枚数については、候補者ごとにそれぞれ1枚と計算し、証紙は、共同使用したビラに各候補者のものを貼付しなければなりません。

Q 3：選挙運動用ビラの記載内容に制限がありますか。

A 3：その内容が犯罪を構成する場合を除き自由ですが、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

Q 4：一度頒布された選挙運動用ビラを回収し、再度頒布することはできますか。

A 4：できません。

Q 5：選挙運動用ビラに頒布責任者及び印刷者の氏名を記載する場合、それらの者が地域等により異なっても同一種類のビラと認められますか。

A 5：単に頒布責任者又は印刷者だけが異なり、その他の内容が全く同一の場合には、頒布責任者又は印刷者の氏名、住所の記載の態様から別種類のビラと認められない限り、差し支えありません。

インターネット等を利用する方法による選挙運動

1 インターネット等を利用する方法とは（法 142 の 3①）

インターネット等を利用する方法は、「ウェブサイト等を利用する方法」及び「電子メールを利用する方法」に大別されます。

- (1) 「ウェブサイト等を利用する方法」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。たとえば、ホームページ、ブログ、SNS【X（旧ツイッター）、インスタグラム、フェイスブック等】、動画共有サービス・動画中継サイト（YouTube、TikTok、ニコニコ動画等）等です。
- (2) 「電子メールを利用する方法」とは、SMTP方式又は電話番号方式の電子メールを利用する方法をいいます。
 - ① SMTP方式 その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式
 - ② 電話番号方式 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式

2 ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の 3）

(1) 表示義務

選挙運動のために使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。（法 142 の 3③）

電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名が挙げられます。

(2) 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。（法 142 の 3②）

ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。（法 129）

3 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布（法 142 の 4）

(1) 頒布できる者

候補者・政党等に限って行うことができます。（法 142 の 4①）

(2) 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛に送信できることとされています。（法 142 の 4②）

	送 信 対 象 者	送信対象電子メールアドレス
①	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
②	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません。（法 142 の 4⑤）

(3) 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません。（法 142 の 4④）

① 上記 3 (2)①について送付する場合

ア 受信者がメールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。

イ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。

② 上記 3 (2)②に対して送付する場合

ア 受信者がメールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。

イ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。

ウ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

(4) 表示義務

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、次の事項を表示しなければなりません。（法 142 の 4⑥）

① 選挙運動用電子メールである旨

- ② 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
- ③ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- ④ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

なお、④の「電子メールアドレスその他の通知先」とは、電子メールアドレスのほか、例えば、選挙運動用電子メールの配信を解除するための通知を送付できるウェブサイトのURL等が挙げられます。

4 有料インターネット広告（法 142 の 6）

(1) 禁止される有料インターネット広告

- ① 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告（法 142 の 6①）
- ② ①の禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告（法 142 の 6②）
- ③ 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告（法 142 の 6③）

(2) 政党等による有料インターネット広告

政党等については、上記 4 (1)①に該当するものを除き、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告を掲載することができます。（法 142 の 6④）

5 当選を得させないための活動（法 142 の 5）

選挙期日の告示日から当日までの間、インターネット等を利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を表示しなければなりません。

(1) ウェブサイト等を利用する場合（法 142 の 5①）

電子メールアドレス等（2 (1)参照）

(2) 電子メールを利用する場合（法 142 の 5②）

- ① 送信者の電子メールアドレス
- ② 送信者の氏名又は名称

[Q&A]

Q 1 : インターネットを通じて、マニフェストやビラ、ポスターのデータを頒布することは認められますか。また、インターネットにより頒布されたマニフェストやビラ、ポスターのデータを紙媒体に打ち出して頒布・掲示することはどうですか。

A 1 : インターネットを通じて頒布することは可能です。ただし、インターネットを通じて頒布されたマニフェストやビラを紙に印刷して頒布することや、ポスターを紙に印刷して掲示することはできません。

Q 2 : 候補者・政党等が支援者に選挙運動用電子メールを送信し、支援者が転送することによりこれを頒布することができますか。

A 2 : 選挙運動用電子メールを転送する行為については、一般には、新たな頒布行為であると認められるため、候補者・政党等以外の者である支援者が、転送により頒布することができません。

Q 3 : 年齢満 18 歳未満の者がインターネット選挙運動を行うことはできますか。

A 3 : 年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動そのものが禁止されている（法 137 の 2）ので、できません。

Q 4 : 名簿業者から名簿を購入し、又は選挙運動や政治活動とは別の目的で作成された名簿を支援者から譲り受け、その名簿に記載されていた電子メールアドレスに政治活動用電子メールを送り続けた場合、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信できますか。

A 4 : このような名簿により電子メールアドレスを知るに至った場合、受信者が選挙運動用電子メール送信者に対し、電子メールアドレスを、法律上の要件である「自ら通知」したとはいえないため、仮に政治活動用電子メールを送り続けていたとしても、直ちに当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません。

Q 5 : 選挙運動期間中に、「選挙運動用電子メールを送信してもよいか」という確認メールは送ることができますか。

A 5 : 一般論として、設問のような確認メールを送ることは、それ自体が直ちに公職選挙法の規定に抵触するものではありません。ただし、例えば、「〇〇選挙に立候補している××です。応援よろしくをお願いします。つきましては、選挙運動用電子メールを送ってもよろしいですか。」という内容のものなど、場合によっては、同意を得ていない者に対する選挙運動用電子メールの送信として、選挙運動用電子メールの送信先の制限（142 条の 4②）に抵触する可能性があります。

Q 6 : ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合において、電子メールアドレス等をどこに表示すれば表示義務を果たしたことになりますか。

A 6 : ① ウェブサイト（いわゆるホームページ）の場合、全体が1つの文書図画とみなされるため、トップページに電子メールアドレス等をわかりやすく表示するのが原則です。ただし、そのウェブサイト中の「トップページに戻る」等のリンクを介して、又はブラウザの「戻る」機能を利用してトップページを表示させることができないページがある場合には、そのページの中に電子メールアドレス等を表示する必要があります。

② 掲示板の場合、1つ1つの書込みが「文書図画の頒布」とみなされるので、1つ1つの書込みの中に、電子メールアドレス等を表示する必要があります。また、掲示板に自らのIDやハンドルネームを記載し、当該記載に張られたリンク先のページに電子メールアドレス等が記載されている場合には、表示義務を果たしていると考えられます。

③ X（旧ツイッター）やフェイスブックの場合、投稿をすると、自動的に投稿者のユーザー名が表示され、かつ、ユーザー名によりその者に対し連絡が可能であるので、投稿の中身に電子メールアドレス等を記載していなくても、表示義務を果たしていると考えられます。

Q 7 : インターネット等による選挙運動のためにプロバイダに支払った以下の経費は、選挙運動費用収支報告書において以下の支出費目に区分することとしてよい。

A 7 :

（経費例）

- ・回線開設工事料 → 家屋費（選挙事務所費）
- ・回線接続料（例月） → 通信費
- ・ホームページスペース利用料 → 広告費
- ・独自ドメイン取得・更新費用 → 広告費
- ・レンタルサーバ使用料 → 通信費

原則として上記の例によるが、当該回線等の使用が専ら選挙運動用ホームページの運用のためのものである場合は、一括して広告費に計上することも差し支えない。

選挙運動用ポスター

1 掲示できる枚数

市選挙管理委員会が設置したポスター掲示場数（市内275か所）

2 ポスターの規格等（法144④、⑤）

長さ42cm、幅40cmを超えてはなりません。

掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を表面に記載又は印刷しなければなりません。

3 ポスターの記載内容

特に制限がないので、演説会の告知や、政見の宣伝や、直接投票依頼の文言等も記載することができます。ただ、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような内容を書くことはできません。

【※ポスターの品位保持について】

ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、当該候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければなりません。また、このポスターには他人や他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはいけません。（罰則規定あり）

4 ポスター掲示場に掲示する方法

(1) 選挙運動用ポスターは、市選挙管理委員会が設置した**ポスター掲示場ごとに1枚を掲示する以外は掲示できません**。したがって、電柱や個人の家、塀等に掲示することはすべて違法です。

なお、選挙運動用ポスターの掲示については証紙の貼付は必要ありません。

（※建物の中から外に見えるように掲示される事例が見受けられますのでご注意ください。）

(2) ポスター掲示場の設置場所は市選挙管理委員会で告示しますが、別途提供する「ポスター掲示場設置場所一覧表」とポスター掲示場の電子マップ（Googlemap）を参照してください。

(3) ポスターは、**選挙期日の告示の日（立候補受付終了後）から**掲示できます。

(4) ポスター掲示場の掲示面には、区画ごとに番号が記載されていますので、**立候補届出の順位と同一の番号の区画**に掲示してください。（届出順が10番目だった場合、掲示板の【10】の表示のある区画にポスターを掲示できます。）

5 ポスター作成の公営

候補者は、選挙運動用ポスターの作成について、供託物が没収されることとなる候補者を除き、一定限度額の範囲内において無料で作成することができるものとされ、選挙後に当該候補者のポスターを作成した業者に市から支払われます。なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、**選挙運動費用に算入**しなければならないので注意を要します。

詳細は、別冊「公費負担の手引」を参照してください。

〔Q&A〕

Q 1：ポスター掲示場に掲示されているポスターを選挙当日新しいポスターと貼り替えることができますか。

A 1：できません。選挙の期日の前日までに行ってください。

Q 2：ベニヤ板を使って作成された選挙運動用ポスターは使用できますか。

A 2：ポスターとは認められないので、使用できません。

Q 3：選挙運動用ポスターの色、紙質に制限がありますか。

A 3：特別の制限規定はありません。

Q 4：公認もれの無所属候補者がポスターに「〇〇党所属」と記載することはできますか。

A 4：当該候補者が〇〇党員である限りできます。

Q 5：墨書したポスターにも印刷者の住所氏名の記載が必要ですか。また、コピーの場合はどうですか。

A 5：墨書の場合は、必要ありません。コピーの場合、外部に発注した場合はその請負者、内部で機械を借り上げコピーした場合は、コピーを命じた責任者の住所氏名の記載が必要です。

Q 6：だ円形・三角形・ひし形のポスターを貼ることができますか。

A 6：長さ 42 cm、幅 40 cmの規格の枠内に入るものであれば差し支えありません。

Q 7：ポスターの掲示責任者は法人でもよいですか。

A 7：自然人でなければなりません。

新 聞 広 告

1 広告の回数（法 149④）

候補者は、**選挙運動期間中 2 回に限り**、いずれか一つの新聞に一定寸法内で、自己の選挙運動のための広告を有料（候補者で経費を負担）ですることができます。広告は同じ新聞に 2 回掲載することも、別々の新聞に 1 回ずつ掲載することもできます。

なお、広告の費用は選挙運動費用に含まれます。

2 掲載の手続（規則 20）

立候補受付の際に選挙長が交付する「**新聞広告掲載証明書**」を希望する新聞社に広告原稿とともに提出して申し込んでください。

3 スペース・内容等（規則 19）

- (1) 広告のスペースは、横 9.6 cm 縦 2 段組以内で、掲載箇所は記事下に限られます。また、色刷りはできません。
- (2) 広告は、候補者でなければできませんが、その内容は自由であって、候補者の政見等とはもとより、第三者の推薦文を入れることも写真を入れることも差し支えありません。**ただし、候補者の氏名は、候補者届出書記載の氏名を、通称認定された場合は通称名をそれぞれ使用しなければなりません。**

4 他の広告との関係（法 142、143、146、152）

候補者が行う選挙運動に関する広告は、上記のほかは一切禁止されています。

- ① 選挙運動期間中に、退官あいさつ、死亡広告等のあいさつ広告を行うこと（選挙区内に頒布、掲示されるものに限る）は、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為とみなされ、行うことができません。
- ② 一般の営業広告、著述、演芸等の広告であっても通常の場合であればやらないような大きなスペースを用いたり、多数の新聞に広告したり、あるいは「燕市議会議員候補者」という肩書をつけたりしたような場合も違反となります。

また、あいさつを目的とした有料広告は禁止され、違反したときは処罰されます。

〔Q&A〕

Q 1 : 新聞広告を同一日付の同一新聞に 1 度に 2 回分掲載できますか。

また、できるとすれば、規格の 2 倍のスペースで掲載できますか。

A 1 : 前段 できます。

後段 新聞広告は、それぞれ独立したものでなければならず、規格の 2 倍のスペースでは掲載できません。

Q 2 : 新聞広告の内容に制限はありませんか。

A 2 : ありません。

Q 3 : 個人演説会の周知のため、新聞を利用することはできますか。

A 3 : 法 149 条の規定による新聞広告を利用することはできますが、それ以外はできません。

Q 4 : 第三者が、候補者について新聞広告をした場合どうなりますか。

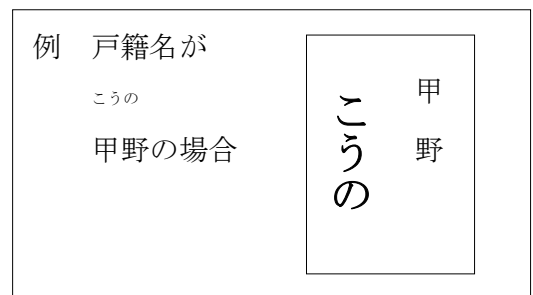
A 4 : 法 142 条（文書図画の頒布）及び 146 条（文書図画の頒布につき禁止を免れる行為の制限）の違反になります。

Q 5 : 新聞広告に氏のみ掲載することはできますか。

A 5 : 他に同氏の候補者があること等のため当該候補者の新聞広告であることが確認できない場合を除き差し支えありません。

Q 6 : 戸籍名で立候補届出をした場合において、新聞広告に戸籍名を小さく記載し、その横に戸籍名よりかなり大きくふりがな（通常のもの）を付することは差し支えありませんか。

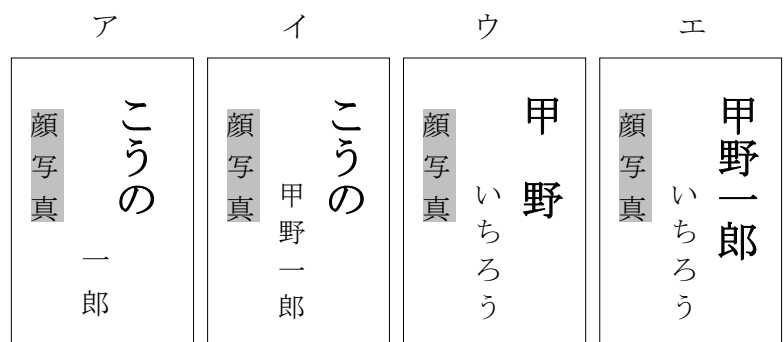
A 6 : 差し支えありません。



Q 7 : 次の新聞広告はできますか。

a 届出名 甲野一郎の場合
（通称認定なし）

b 届出名 甲野一郎の場合
（「こうの一郎」の通称
認定あり）



A 7 : a イ・エはできる。

b ア・イはできる。

選挙公報掲載申請の手続き

1 掲載文の申請

(1) 事前相談

事前の掲載文原稿のご相談を受けたうえで、当該原稿及び写真をお預かりいたします。

- ① 事前相談の期間 事前審査に準ずる
- ② 事前相談の場所 **選挙管理委員会事務室（燕市役所）**
- ③ 持参するもの (2)の③の書類（電子データ提出の場合はデータの入った CD も持参）
- ④ 選挙公報掲載申請書の返還

事前相談が終了した方には、選挙公報掲載文原稿及び写真を市選挙管理委員会が保管し、選挙公報掲載申請書をその場でお返しいたします。

(2) 本 申 請

事前相談された方でも、本申請が必要となります。（以下③アの選挙公報掲載申請書を提出。）

- ① 申請期間 **10月11日（日）（午前8時30分から午後5時まで）**
- ② 申請場所 **燕市議会議員一般選挙立候補受付会場（分水公民館 1階 大ホール）**
- ③ 提出書類

ア 選挙公報掲載申請書

イ 選挙公報掲載文（市選挙管理委員会が交付した原稿用紙を使用すること。）

ウ 候補者の写真（白黒とし、バックは無地とすること。）

この写真は、当該選挙期日前6月以内に撮影した無帽正面向き上半身を撮影した手札型程度（概ね縦12cm、横8cm）のものを添えてください。（顔が斜め向きのものや顔の部分のみで胸部の写っていないものなどは、避けてください。）

なお、**写真は裏面に候補者の氏名、所属する政党その他の政治団体の名称及び撮影年月日を記載し、原稿用紙には貼りつけずにそのまま提出してください。**

提出していただいた原稿、写真は、適宜縮小して掲載します。

2 掲載文の修正、撤回

一旦提出された掲載文を修正又は撤回しようとするときは、**10月11日午後5時までに、選挙公報掲載修正申請書又は選挙公報掲載撤回申請書**により修正又は撤回の申請をしてください。

なお、修正の場合、必ず掲載文全部を書き改めて申請してください。

3 掲載順序

- (1) 選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、**10月11日午後5時10分から「分水公民館1階大ホール」**で行います。
- (2) 候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。代理人の場合は、その旨の証明書を提出してください。

4 掲載文及び写真の電子データ提出

選挙公報の掲載文及び写真は、電子データで提出することができます。電子データにより提出する場合は、1 (1)の事前相談を受ける前に早めに市選挙管理委員会へ連絡願います。

なお、データ提出の際は別紙「選挙公報掲載文等の電磁的記録による提出について」を参考にデータの作成と提出をお願いいたします。

5 そ の 他

選挙公報は、各世帯に配布するほか、市選挙管理委員会のホームページにも掲載します。

候補者等がインターネット等を利用する方法による選挙運動を行うことは可能ですが、選挙公報のデータをプリントアウトして頒布すること等は、公職選挙法の文書図画の規定に抵触するおそれがあるため、御注意ください。

選挙公報掲載文記載上の注意 1

選挙公報は、候補者から**申請のあった掲載文をそのまま写真製版**により、縮小して印刷しますので、次の注意事項及び 45 ページの注意事項を良く読んで原稿を作成してください。

1 一般的注意事項

選挙公報の原稿を作成するにあたっては、その内容に次にあげるような事項の記載がないように特に注意してください。

(1) 選挙公報の品位を損なう記載

他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他の営業に関する等の記載

(2) 虚偽事項の記載

身分、職業、経歴、政党その他の政治団体への所属及び推薦の有無等についての虚偽記載

(3) 利害誘導にわたる記載

(4) 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載

2 原稿用紙の使い方

(1) 原稿用紙は、市選挙管理委員会の交付した原稿用紙のほかは使用することができません。

(2) 掲載文が選挙公報に掲載される大きさは、原稿用紙より 4 割程度縮小された大きさになります。

(3) 原稿用紙への直接記載は避け、一度印刷したコピー用紙等を切り貼りしご利用ください。

(4) 原稿用紙の青色の部分（方眼目）は、写真に写りません。方眼の枠は、便宜のために引いたものですから、特にこれらにとらわれる必要はありません。

(5) 原稿用紙は、①氏名等記載欄②政見等記載欄の 2 つに分けてあります。

① 氏名等記載欄には、**候補者の氏名（選挙長が認定した通称があるときは、その通称）を当該氏名欄の枠内に縦書き**で記載しなければなりません。この場合において、氏名のほか、住所・年齢（選挙期日現在）・所属党派・主要経歴等を記載しても差し支えありませんが、政見等はこの欄には記載できません。

② 政見等記載欄には、所信・主張・信条等を記載してください。

3 その他

(1) 規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合、又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該掲載文の訂正を求める場合があります。

(2) これらの注意事項に違反した掲載文について訂正を求め、その求めに応じない場合は、市選挙管理委員会において職権により必要な訂正をすることがあります。

(3) 選挙公報の印刷の体裁等については、指示や指定をすることができません。

(4) 原稿用紙には、絶対、折り目やしみを付けないでください。

(5) 原稿を提出する前に掲載文中に脱字、あて字がないか、今一度読み直してください。

選挙公報掲載文記載上の注意 2

1 記載の方法

- (1) 字数の制限はありません。
- (2) 次の文字等を記載することができます。
 - ア 通常文書に使用する文字
漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの文字、数字等
 - イ 記号、符号
 - ウ けい線
 - エ 図、イラストレーションの類

2 記載の制限等

- (1) 「氏名」欄には、図、イラストレーションの類を使用することはできません。
- (2) 「写真」欄のほかは、写真を使用することはできません。
- (3) 図、イラストレーションの類を使用する場合は、**図等が「政見等記載欄」の概ね半分を超えることはできません。**
- (4) 記載に当たっては、**必ず濃い黒色で鮮明に記載し、図、イラストレーションについても色の濃淡がないようにしてください。**
- (5) 著しく小さい文字、字画の多いゴシック文字等は、縮小印刷したときに不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。
- (6) 記載に当たっては、「氏名等記載欄」及び「政見等記載欄」の枠から絶対にはみ出さないようにしてください。

3 訂正について

- (1) 訂正は、白紙又は原稿用紙の欄外余白の一部を切り取ったものを貼ってください。
- (2) 写真植字による場合は、提出後訂正箇所がはがれる場合がありますので、のり付けには十分注意してください。
また、訂正した部分が他の記載部分と凹凸を生じないようにしてください。

4 その他

原稿用紙を汚損した場合などは再交付しますので、市選挙管理委員会に申し出てください。

様式第2号(第2条関係)(選挙公報掲載文原稿用紙)

政 見 等 記 載 欄

写真掲載欄

氏名等記載欄

年 月 日 執行
選挙公報掲載文原稿

候補者届受理番号
※

受付日時
※

検 収 者
※

掲載順位
※

〔燕 市 選 挙 管 理 委 員 会〕

(注) 1 写真は上半身の手札版1枚を添付すること。
2 ※欄は記載しないこと。
3 選挙公報には、この原稿より4割程度縮小した大きさに掲載される。

言論による選挙運動の制限

1 禁止されているもの

- (1) 放送設備の利用（法 151 の 5）
- (2) 候補者以外の者が開催する演説会（法 164 の 3）
- (3) 戸別訪問（法 138）

2 方法等につき制限されているもの

- (1) 個人演説会
- (2) 街頭演説
- (3) 連呼行為
- (4) 政談演説会又は街頭政談演説において行う選挙運動

3 自由なもの

- (1) 幕間利用による演説

映画・演劇等の幕間、青年団・婦人会等の集会、会社・工場等の休憩時間にそこに集まっている者を対象として行う演説をいいます。（あらかじめ聴衆を集めて行うことはできません。）

ただし、下記 4 に掲げた特定の建物施設ではできません。

なお、他の選挙の投票日には一定期間、一定の地域内において演説を行うことができません。

- (2) 個々面接

スーパー、電車、バスの中あるいは道路等でたまたま知人等に会ったとき、その機会を利用して選挙運動をすることをいいます。

- (3) 電話による選挙運動

全く自由ですが、候補者、総括主宰者、出納責任者等選挙運動の重要な地位を占める人たちから計画的に電話による選挙運動を指令されたような場合は、電話料等の費用は、選挙運動費用に算入しなければなりません。

上記の(1)～(3)であっても、選挙当日はできません。

4 特定の建物施設における演説及び連呼行為の禁止（法 166）

次の施設等では、**演説及び連呼行為をすることはできません。**

① 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物

（ただし、公営住宅及び公営施設使用の個人演説会場となっている場合は除きます。）

- ② 船舶、電車、バス、鉄道地内等
- ③ 病院、診療所その他の療養施設

〔Q&A〕

Q 1 : 有線放送電話による投票依頼は、電話による選挙運動として許されますか。

A 1 : 1 戸 1 戸を呼び出して行う場合はできます。しかし、通信の内容を 2 戸以上に同時に知らせる結果となるものは使用できません。

Q 2 : スーパーや病院又は電車のなかで、たまたま会った友人に対して投票を依頼することはできますか。

A 2 : 知人にたまたま会って、投票を依頼するのは演説でも連呼でもなく、単なる個々面接であるので差し支えありません。

Q 3 : バスの停留所等で待ち合わせの乗客に、大声で「〇〇候補をお願いします」と連続して呼びかけることはできますか。

A 3 : 個々面接の限度を超え、連呼行為となるのでできません。

Q 4 : 教員組合において、市立学校の体育館を利用して大会を開催した際、その時を利用して組合の推薦としている特定候補者が講演を行う場合、それが選挙演説と認められるときは、法 166 条違反となりますか。

A 4 : 公営施設使用の個人演説会とは認められず、違反となります。

Q 5 : 鉄道地内にある民間会社の所有管理する建物内より鉄道地内にいる者に対して演説をする行為は、法 166 条違反となりますか。

A 5 : 違反となります。

Q 6 : 電車、バス等の中で、「〇〇候補に投票をお願いします」という行為はできますか。

A 6 : 一般に乗客に対してする場合は、法 166 条違反となります。

個人演説会

1 個人演説会

候補者の政見の発表、有権者に対する投票依頼等選挙運動のために、**候補者個人が開催する**演説会をいいます。聴衆を参集させたうえで演説するという点において、単なる「演説」とは区別されます。

2 演説者

候補者本人でも候補者以外の者でも演説することができます。また、候補者の主催であるが、候補者が演説をしないで他の者だけが演説をすることもできます。（ＩＣレコーダー等の録音装置を使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることも可。）

3 個人演説会を開催することができる施設

(1) 公営施設使用の個人演説会（法 161、164）

① 学校、公民館

② 市選挙管理委員会が指定する施設（別紙「個人演説会開催指定施設一覧表」のとおり）

候補者 1 人について、**同一施設ごとに 1 回に限り無料**で使用できます。

使用時間は、無料の場合も有料の場合（2 回目以降）も **1 回について 5 時間以内（準備・撤去に要する時間を含む）**です。（令 112③）

(2) 公営施設以外の施設使用の個人演説会（法 161 の 2）

候補者は、個人の居宅、神社等の公営施設以外の施設も使用して、個人演説会を開催することができます。**（ただし、国又は地方公共団体の所有、管理する建物や病院、診療所等の療養施設など特定の建物等を使用することはできません。（法 166））**

使用時間は、(1)と異なり 1 回当たりの制限はありません。

4 個人演説会開催の手続

(1) 公営施設を使用する場合（法 163）

開催予定日前 2 日までに「**個人演説会開催申出書**」により**市選挙管理委員会**に申し出なければなりません。**従って、告示日及び告示日の翌日は、公営施設を使用できません。**

上記の申出があると、施設の行事等に支障がなければ、市選挙管理委員会から申出のあった候補者に対し、個人演説会開催の可否について通知をします。

(2) 公営施設以外の施設を使用する場合

開催しようとする施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、その他の別段の手続は必要ありません。

5 演説会場で掲示できる文書図画（法 143）

(1) 演説会場の内部

① ポスター、立札、看板の類…**規格・数の制限はありません。**

② ちょうちんの類（高さ 85cm、直径 45cm 以内）**1 個**

(2) 演説会場の外

① ポスター、立札、看板の類（縦 273cm、横 73cm 以内（縦横自由））を**通じて 2 個**

② (1)②のちょうちんを **1 個**（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示できません。）

(3) 掲示責任者の氏名、住所を表面に記載しなければなりません。（令 110）

6 個人演説会場で頒布できる文書図画（法 142、令 109 の 6）

市選挙管理委員会に届け出た選挙運動用ビラ

このビラには、市選挙管理委員会から交付された証紙を貼らなければ頒布することができません。

〔Q&A〕

Q 1：個人演説会の周知の方法には、どのようなものがありますか。

A 1：個人演説会の周知は、候補者がすることとされており、①選挙運動用ポスター、②選挙運動用通常葉書、③インターネットのウェブサイト等を利用、④街頭演説等の機会を利用して口頭で選挙人に周知する等の方法があります。

しかし、戸別に演説会のあることを周知することは、戸別訪問とみなされ、違反となるので注意する必要があります。

Q 2：個人演説会場で連呼ができますか。

A 2：個人演説会場において連呼はできます。しかし、「個人演説会場において」とは「会場で会場内の聴衆に向かって」という意味なので、窓や入口で外に向かって連呼することはできません。

Q 3：第三者（新聞社、婦人会、青年団等）が2人以上の候補者又は運動員から政見を聞くために会合（例えば合同演説会等）を催すことができますか。

A 3：個人演説会以外の演説会は禁止されているので、開催できません。

Q 4：個人演説会を同一時刻に2か所以上行うことができますか。

A 4：個人演説会の開催手続をとれば行うことができます。（候補者が主催する限り、出席したり現在している必要はありません。また、演説者も候補者に限られていません。）

Q 5：青年団、婦人会等の会合にたまたま出席して行う演説、農業団体等の集会・芝居の幕間に行うあいさつ、映画、演劇等の幕間又は会社・工場等の休憩時間等を利用して行う演説は、個人演説会になりますか。

A 5：いずれも単なる演説であって、個人演説会にはなりません。

Q 6：個人演説会と政談演説会を合同して開催することはできますか。

A 6：できません。

街 頭 演 説

1 街頭演説（法 164 の 5）

選挙運動のための街頭演説（街頭又はこれに類似する場所（例えば公園、空地等）で多数の人に向かってする演説をいう。）は、演説者がその場所にとどまり、市選挙管理委員会が交付する「**街頭演説用標旗**」を掲げていないとできません。

（標旗で表示していると認められる一定の場所の外にまで移動して演説することはできません。）

2 時 間

午前 8 時から午後 8 時まで（法 164 の 6①）

3 注意点

(1) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなど静穏を保持するように努めなければなりません。（法 164 の 6②）

(2) 長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。（法 164 の 6③）

4 運動員（法 164 の 7）

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について **15 人以内**で市選挙管理委員会の交付する「**街頭演説用腕章**」（11 枚）又は「**乗車（船）用腕章**」（4 枚）を着用しなければなりません。

5 連呼行為（法 140 の 2①）

街頭演説をする場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは許されています。

この場合の連呼行為も、当然、街頭演説と同様に、午後 8 時から翌朝午前 8 時までの間は禁止されます。

6 録音盤の使用（法 164 の 4）

録音盤（ＩＣレコーダー等の録音装置を含む）を使用して演説することができます。また、録音盤の使用の際、広く通行人に聞こえるように拡声機を用いることは、市選挙管理委員会の交付した「**拡声機表示板**」を付けた拡声機であれば差し支えありません。

7 ポスター、立札等の使用

その候補者の演説であることや、候補者の政見等を示すために、**ポスター、立札、看板の類は一切使用できません。**

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札、看板の類については、差し支えありません。

8 街頭演説場所で頒布できる文書図画（法 142、令 109 の 6）

市選挙管理委員会に届け出た選挙運動用ビラであれば頒布できます。ただし、このビラには市選挙管理委員会から交付された証紙を貼らなければ頒布することができません。

〔Q&A〕

Q 1：候補者が選挙事務所から街頭へ向かって演説する場合には、標旗がなくても差し支えありませんか。

A 1：街頭演説となるので、標旗がなければ演説することはできません。

Q 2：街頭を歩行しながらする演説や走行する自動車や自転車等の上からする演説はできますか。

A 2：いわゆる「流し演説」は、禁止されています。

Q 3：街頭演説において選挙運動に従事できる 15 人の中には、候補者の運転手は含まれますか。

A 3：含まれません。

Q 4：次の場合において連呼行為をする者の人数の制限はありますか。

- a 個人演説会
- b 街頭演説（車上で行うもの）
- c 街頭演説（車上以外で行うもの）
- d 演説

A 4：a・d 制限はありません。

b 車上で連呼行為ができる者は、候補者、運転手を除き 4 名に限られます。この場合、車上以外で連呼できる者は、車上の者（候補者、運転手を除く。）を含め 15 人以内に限られます。

c 候補者、運転手を除き 15 人以内に限られます。

Q 5：運転手は、街頭演説の場所において腕章を着けずに演説等の選挙運動ができますか。また、車上において腕章を着けずに演説等の選挙運動ができますか。

A 5：どちらも腕章を着けずに行って差し支えありません。

Q 6：1 人の弁士が 2 人の候補者の応援演説を街頭で行う場合、2 人の候補者の腕章を着用しなければならないのですか。

A 6：その場所に 2 人の候補者の標旗を掲げ、弁士は 2 人の候補者の腕章を着用しなければなりません。

そ の 他

1 選挙期日後のあいさつ行為の禁止（法 178）

選挙期日後（無投票となった場合は、無投票となった旨の告示の日後）、当選、落選について選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることはできません。

- ① 戸別訪問
- ② 文書図画の頒布又は掲示（自筆の信書、答礼のための信書、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除く。）
- ③ 新聞紙、雑誌の利用
- ④ 放送設備の利用
- ⑤ 当選祝賀会等の集会の開催
- ⑥ 氣勢を張る行為
- ⑦ 当選に関する答礼のための当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称の連呼

2 文書図画の撤去義務（法 143 の 2、178 の 2）

選挙事務所を廃止したとき、選挙運動用自動車の使用をやめたとき、個人演説会が終了したときは、それぞれに使用した文書図画を直ちに撤去しなければなりません。

また、選挙運動のために掲示した文書図画は、選挙期日後（無投票となった場合は、無投票となった旨の告示の日後）、速やかに撤去しなければなりません。

3 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動（法 14 章の 3）

選挙時に規制される政治活動

- ① 連呼行為
- ② 掲示又は頒布する文書図画（新聞及び雑誌を除く。）に、候補者の氏名又は氏名類推事項の記載
- ③ 公共の建物（専ら職員の居住用と公営住宅を除く。）における文書図画の頒布（①新聞紙・雑誌②郵便・新聞折込の方法を除く。）
- ④ 告示の前に、政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、候補者となった日のうちに、当該ポスターを撤去しなければなりません。

〔Q&A〕

Q 1：選挙区外の有権者に対して、当選のあいさつ文書を発送することはできますか。

A 1：差し支えありません。

Q 2：自筆の信書の中には、候補者以外の者が、自己の名で特定の候補者のために出す礼状も含まれますか。

A 2：含まれます。

Q 3：当選人が自己のため運動員（選挙人である）のみを集め、慰労の意味で会合（酒宴）を開くことはできますか。

A 3：できません。

Q 4：候補者の氏名等を冠した名称の後援団体が、選挙運動期間中その名称を表示した事務所の看板を新たに掲示することはできますか。

A 4：できません。

Q 5：後援団体がその事務所を選挙期間中に移動する場合、すでに掲示してあった看板で候補者の氏名又は氏名類推事項を記載したものを移動させて掲示することはできますか。

A 5：できません。

収入、寄附及び支出の定義等

収入、支出、寄附ともに社会通念上の収入、支出、寄附の観念より広いので注意を要します。

すなわち、いずれの場合も、金銭以外のものの授受を含んでおり、また、その授受が現実に行われていなくてもその約束があればその時点で収入、支出、寄附となります。

1 選挙運動に関する収入（法 179①）

収入＝金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束。

「その他の財産上の利益」…金銭、物品以外の有体、無体の財産上の利益をいい、債務の免除、金銭又は物品の貸与、労務の無償提供等もこれに該当します。

2 選挙運動に関する寄附（法 179②）

寄附＝金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされる以外のもの。

「寄附」は寄附を受ける側からいえば収入の一種にほかなりませんが、収入のうち特に「寄附」を区別したのは、その寄附者の氏名を記入させ、寄附による選挙運動資金の根源を選挙人に公開しようとする趣旨からです。

3 選挙運動に関する支出（法 179③）

支出＝金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束。

(1) 「選挙運動に関する」とは、選挙運動自体より広い意味に用いられ、立候補準備行為や選挙運動の準備行為等は選挙運動には入りませんが、これらに要した費用は、支出として計上しなければなりません。

(2) 特定の候補者の選挙運動のために支出された費用であっても、選挙運動に関する支出から除かれているものがあります。(57 ページ参照)

(3) 支出には、金銭支出ばかりでなく、財産的利益の消費も含まれます。(※次ページ実例 3(2) 参照)

4 花輪、供花、香典、祝儀等（法 179④）

(1) 候補者の選挙運動に関してされる寄附については、公職選挙法と政治資金規正法による規制があります。その詳細については、「寄附の禁止」(75 ページ以下)を参照してください。

(2) 1、2 及び 3 の「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典、祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものが含まれます。

このような日常の社交に用いられるものであっても、いやしくも財産的価値のあるものはすべて「財産上の利益」に含まれるので、特に「寄附の禁止」に関しては注意を要します。

(3) 選挙運動のために支出できる金額は、候補者 1 人について市選挙管理委員会が告示する金額を超えることができません。その詳細については「選挙運動費用の制限」(57 ページ)を参照してください。

〔実 例〕

1 収 入 関 係

自動車を無償で借りた場合は、通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があるので、その借上料に相当する額が収入になります。また、拡声機や、選挙事務所に使用する家屋を無料で借りた場合も同様に収入になります。

2 寄 附 関 係

政治団体が公職の候補者を推薦するに際し、会費を臨時に徴収する場合においては、規約の定めがあり、徴収の範囲、金額、徴収方法等により客観的にみて構成員の義務として納付すべきものと認められるほかは、名目上は会費であっても、実質上寄附と認められる場合は、寄附として取り扱うことになります。

3 支 出 関 係

(1) 候補者が自己の平素居住する家屋を選挙事務所にあてているときは、その家屋の時価による借上料を支出の中に計上する必要はありません。また、飲食費についても、候補者の日常普通の飲食費は選挙運動費用には入りません。

同様に、選挙区内に住所を有しない候補者が選挙運動期間中選挙区に出張し、一定の旅館又は知人宅を拠点として選挙運動を行う場合においては、その宿泊費及びその場所において日常の飲食のために要する費用は選挙運動費用に計上する必要はありません。

ところが、候補者がその拠点である宿舍（旅館、知人宅等）を離れてさらに選挙区内を転々と移動して選挙運動をする場合に、旅館に宿泊したときは、その宿泊費は、選挙運動費用として計上しなければなりません。

(2) 選挙事務所を無料で借りて使用した場合等には、その使用料を時価に見積もった額を寄付として収入に計上すると同時に、支出にも計上しなければなりません。

〔Q&A〕

Q 1 : 自己の預金を引き出し又は他人から借金して、これを選挙運動費用にあてた場合は、収入となりますか。

A 1 : 選挙運動に関する収入となります。

Q 2 : 陣中見舞いは寄附として取り扱うべきですか。

A 2 : 寄附として取り扱わなければなりません。

Q 3 : 政党が候補者に与える公認料は、寄附ですか。

A 3 : 寄附と認められます。

Q 4 : 実費弁償を選挙運動員が受けない場合、実費弁償に相当する費用は、これを支出とすべきですか。

A 4 : 支出となり、かつ、寄附として取り扱わなければなりません。

Q 5 : 応援弁士に対して支払う実費弁償は、支出に加算すべきですか。出納責任者に対して支払う実費弁償についてはどうですか。

A 5 : いずれも支出に加算しなければなりません。

Q 6 : 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は支出として計算されますか。

A 6 : 計算されます。

Q 7 : 供託金は、選挙運動費用に算入されますか。

A 7 : 算入されません。

選挙運動費用の制限

1 選挙運動費用の支出制限額

選挙運動のために支出できる金額は、候補者 1 人について市選挙管理委員会が告示する金額を超えることができません。(法 194)

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選も無効とされ、かつ、連座裁判の確定の日から 5 年間の立候補制限が科せられますので注意してください。(法 247、251 の 2③)

法定制限額＝A＋220万円（100 円未満の端数は 100 円に切上げ）

A＝告示の日における当該選挙人名簿登録者総数÷当該選挙区内の議員定数×501 円

2 選挙運動費用に算入されないもの（法 197）

- (1) 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

選挙の期日経過後でなければ、その原因が発生しない費用で、選挙事務所の閉鎖等、選挙運動の後片付けをするのに必要な費用をいいます。

- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（消費税はこの租税には含まれません）

- (6) 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

- (7) **いわゆる選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出**

例えば、自動車のレンタル料、ガソリン代、オイル代、修繕料、運転手の賃金、超過勤務手当、宿泊料をいいます。ただし、出先での駐車料金や自動車に取り付ける拡声機、看板等は選挙運動用費用に参入されます。

（注）供託金は、選挙運動費用ではないと解されています。

3 実費弁償及び報酬の額

公職選挙法では選挙運動のために支出できる金額（総額）のほかに、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に支給できる報酬及び実費弁償の額についても定めています。その詳細は、「選挙運動員・労務者に対する実費弁償・報酬の支給」（59 ページ）を参照してください。

4 選挙運動費用として支出できないものの例

選挙期日の告示日前に弁当、ジュース等の飲食物を提供して、これを食糧費として支出すること。

〔Q&A〕

Q 1：街頭演説等に行くため運動員が乗った自動車（選挙運動用自動車である場合は除く。）にたまたま候補者が乗った場合は、その費用は選挙運動費用に算入されますか。

A 1：候補者が乗用する車ではないから、算入されます。

Q 2：選挙運動用ポスターを選挙期日後取り去るために要する清掃費は、選挙運動費用に算入されますか。

A 2：算入されません。

Q 3：選挙運動用ポスターの作成費は、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入されますか。また、選挙運動用自動車の使用についてはどうですか。

A 3：前段 算入されます。ただし、公費負担額を収入に計上する必要はありません。

後段 選挙運動用自動車の使用に要した支出は算入されません。（法 197②）

選挙運動員・労務者に対する実費弁償・報酬の支給

区 分		1 人に対し支給することができる 実費弁償の額の基準	1 人に対し支給す ることができる報 酬の額の基準	備 考
選 挙 運 動 に 従 事 す る 者	一般の選挙 運動員	ア 鉄 道 賃	報酬を支給するこ とはできない	候補者 1 人についての 1 日当たりの報酬を支給 することができる者の 員数 9 人 ただし、支給できる期間 を通じて 45 人 を超えな い員数に限り異なる者 を届出ても差し支えあ りません。
	※ 選挙運動の ために使用 する事務員	鉄道旅行について、路程に応じ 旅客運賃等により算出した実費額 イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ 旅客運賃等により算出した実費額	1 人 1 日につき 15,000 円以内	
	※ 専ら車上又 は船舶上に おける選挙 運動のため に使用する 者（いわゆる 「うぐいす 嬢」等の車上 等運動員）	ウ 航 空 賃 航空旅行について、路程に応じ 旅客運賃等により算出した実費額 エ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） について、路程に応じた実費額 オ 宿 泊 料（食事料 2 食分を 含む。） 1 夜につき 23,000 円以内	1 人 1 日につき 20,000 円以内	
	専ら手話通 訳のために 使用する者	カ 弁 当 料 1 食につき 1,500 円以内 1 日につき 4,500 円以内		
	専ら要約筆 記のために 使用する者	キ 茶 菓 料 1 日につき 1,000 円以内		
	選挙運動のために使用する ※ <u>労務者</u>	ア 鉄道賃、船賃及び車賃等それ ぞれ上のア、イ、ウ及びエに掲 げる額 イ 宿泊料（食事料を除く。） 1 夜につき 20,000 円以内		

- (注) 1 事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に報酬を支給するためには、立候補の届出後、報酬を支給する者を、候補者があらかじめ文書により市選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- 2 選挙運動に従事する者のうち、報酬を支給することができる者は、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び要約筆記者に限られ、これ以外の運動員に対しては、実費弁償を除き報酬等を支給することができません。
- 3 選挙運動に従事する者に支給することができる報酬は、立候補の届出があった日から選挙期日の前日までの期間に係るものに限りです。
- 4 支給することができる報酬は、一定の制限が設けられていて、この制限に違反すると買収の推定を受けますので注意してください。
- 5 実費弁償の額の基準は、いずれも**消費税・サービス料等を含んだ金額**です。また、実費弁償は実際にかかった額を超えて支給してはなりません。
- 6 ※印については次ページ〔定義〕を参照してください。

〔定 義〕

1 「選挙運動のために使用する事務員」とは

選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者をいい、総括主催者、出納責任者等の選挙運動のすう機に参画するような者はもちろん、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

選挙運動に関する「事務」に従事する者でなければならないから、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含みません。

2 「専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者」とは

いわゆる“うぐいす嬢”のように、選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者をいいます。

3 「労務者」とは

立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者をいいます。

報酬を支給する者の届出書記載例

令和〇年〇月〇日

燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

燕市議会議員一般選挙

候補者 甲 野 太 郎 

届 出 書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使 用 す る 期 間	備 考
〇 〇 〇 〇	燕市〇〇〇番地	〇〇	〇	車上運動員	〇月〇日から〇月〇日まで	
〃	〃	〇〇	〇	事 務 員	〃	
〃	〃	〇〇	〇	〇 〇 〇	〃	
〃	〃	〇〇	〇	〇 〇 〇	〃	
〃	〃	〇〇	〇	〇 〇 〇	〃	

備 考

- 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 既に届け出た者につき、その者に係る使用期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

出 納 責 任 者

1 出納責任者とは(法 187)

公職の候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であって、費用面について全面的な責任と権限を持っています。原則として、費用は出納責任者でなければ支出することができません。

したがって、出納責任者は、立候補と同時に届け出ることが必要です。

2 出納責任者の選任、解任、辞任とその届出

(1) 出納責任者の選任 (法 180①、②)

出納責任者は、一般的には、候補者が選任しますが、候補者自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは候補者の承諾を得て、自ら出納責任者となることができます。

なお、自ら出納責任者となった場合を除き、出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。

(2) 出納責任者の解任、辞任 (法 181)

① 候補者は、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者もまた出納責任者を解任することができますが、この場合には、候補者の承諾を得なければなりません。

② 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって、辞任することができます。

(3) 出納責任者に関する届出

① 選任の届出 (法 180③、④)

出納責任者を選任したときは、選任者は直ちに**出納責任者選任届**を市選挙管理委員会に提出してください。（推薦届出者が選任する場合は、候補者の承諾書が必要です。）

② 異動の届出 (法 182)

出納責任者に異動があったときは**出納責任者異動届**を①と同様の方法で届け出てください。（解任、辞任の場合は、(2)の通知のあったことを証する書面を添付。）

(4) 出納責任者の職務代行とその届出 (法 183)

出納責任者に事故があるとき、又は出納責任者が欠けたときは、これを選任した候補者又は推薦届出者が代わってその職務を行うことになりますが、この場合、推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となった者を含む）にも事故あるとき、又はその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行います。

この場合、出納責任者の職務を代行するものが、その旨を(3)①の例により届出なければなりません。

(注) 2の(3)及び(4)の届出を引受時刻証明の取扱いで郵送する場合は、日本郵便株式会社に託したときをもって届出の効力が生じます。（法 183 の 2）

単にポストに投げ入れ、又は持参する場合は、市選挙管理委員会において受理されたときに届出の効力が生ずることになります。

〔Q&A〕

Q 1：出納責任者は、その選任、異動、職務代行の開始があった場合、市選挙管理委員会に対する届出書類を提出する前に選挙運動のための支出をし、又は寄附を受けることができますか。

A 1：できません。

Q 2：Q 1 の届出をする前に出納責任者以外の者、例えば、候補者又は推薦届出者が寄附を受けることは差し支えありませんか。

A 2：差し支えありません。この場合は、寄附を受けた日から 7 日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

Q 3：出納責任者が辞任し、又は解任されたときは、事務の引継ぎをしなければならないこととされていますが、その手続きはどうすればよいのですか。

A 3：辞任又は解任された場合においては、直ちに選挙運動に関してなされた寄附その他の収入や支出の計算をし、収支報告の例によって引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨と年月日を記載して、現金及び会計帳簿その他の書類とともに、新たに出納責任者となった者（新たに出納責任者となった者がいないときは、出納責任者の職務を代行する者）に対し引継ぎをし、両方で引継書に署名押印しなければなりません。

Q 4：出納責任者でなければ、選挙運動費用を一切支出することができませんか。

A 4：原則として、出納責任者のほかは、だれも候補者のための選挙運動費用を支出する権限を持っていませんが、次の場合は、出納責任者でなくとも支出することができます。

- (1) 立候補準備のため要した費用の支出
- (2) 電話による選挙運動のための支出
- (3) インターネット等を利用する方法による選挙運動のための支出
- (4) 出納責任者から文書による承諾を得た者が支出する場合（費目ごとに分割された承諾が必要）

出 納 責 任 者 の 職 務

1 会計帳簿の備付と記載（法 185）

出納責任者は、**会計帳簿**を備え候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載しなければなりません。

2 立候補準備のために要した費用の精算（法 187②）

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされますので、出納責任者は就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

3 明細書の提出（法 186）

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、**その寄附を受けた日から 7 日以内に**（出納責任者の請求があるときは直ちに）寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては立候補届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。

4 領収書等の徴収と送付（法 188）

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

ただし、これを徴し難い事情があるときは徴収しなくともよいこととされています。

〔徴収しなくともよい場合の事例〕

- ① 天災地変のため連絡が途絶した場合
- ② 相手方の死亡
- ③ 郵便切手・電車・バスの切符の購入の場合等社会通念上、領収書を発行しないことが慣例となっているような場合

なお、候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出をした者も同様であり、領収書等を徴収したら直ちに、出納責任者に送付しなければなりません。

5 収支報告書の提出（法 189）

選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出を収支報告書に記載して選挙期日後 15 日以内（11 月 2 日まで）に市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

6 会計帳簿及び書類の保存（法 191）

帳簿及び書類を収支報告書提出の日から 3 年間保存しなければなりません。

支出簿に記載する費目

1 人 件 費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

なお、運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、「4 交通費」、「8 食料費」、「9 休泊費」等として処理してください。

2 家 屋 費

(1) 選挙事務所費

選挙事務所及び机などの備品の借上料 （注）候補者の自宅を選挙事務所にした場合は含まない
電話架設費（借上料・通話料は「3 通信費」）

(2) 集合会場費

主として個人演説会場の借上料（この中にも、机などの備品の借上料が含まれます。）
（注）公営の施設を無料で使用した場合は含まれません。

3 通 信 費

電報、電話（借上料・通話料）、葉書、封書等に要する費用

電報及び封書は文書にはかならないので、選挙運動のためには使用することはできませんが、事務上の連絡のために使用することは差し支えありません。また、市選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信費も忘れずに計上してください。

選挙運動用通常葉書としての通常葉書の購入費（又は手持ちの通常葉書を郵送する場合の郵送料）は無料となりますので、計上する必要はありません。

4 交 通 費

選挙運動員（事務員、車上等運動員を含む。）・労務者の電車賃、車賃等

候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされません。

選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用（借上料、ガソリン代、運転手の雇料等）は、選挙運動費用とみなされないで計上する必要はありません。ただし、自動車及び船舶に取り付ける文書図画に要する経費は、選挙運動費用に計上する必要があります。この場合、例えば選挙運動用自動車に取り付ける看板であれば「6 広告費」に計上してください。

5 印 刷 費

選挙運動のために使用するポスター及び葉書等の印刷費

なお、選挙運動のために使用するポスターの作成費が公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。

選挙運動用通常葉書については、燕郵便局から無料で交付される通常葉書を使用する場合は葉書の印刷費及び筆耕料を、私製葉書を使用する場合は台紙代、印刷費及び筆耕料を選挙運動費用に計上します。

6 広 告 費

立札、看板、ちょうちん、たすき等の作成費、拡声機等の費用及び新聞広告の版下作成費用

7 文 具 費

紙、筆、インク、その他選挙運動のために使用した消耗品等

8 食 料 費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用、法律で認められた運動員・労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用

9 休 泊 費

休憩及び宿泊に要した費用

10 雑 費

光熱水費等 上記1～9以外の諸費

（注）選挙運動費用に算入されないものは、選挙運動費用の制限（57 ページ）を参照してください。

収 支 報 告 書 等

1 収支報告書の提出（法 189）

(1) 提 出 期 限

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した収支報告書を、次の期限までに市選挙管理委員会に提出しなければなりません。

① **告示の日前まで、告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附、その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から 15 日以内(11 月 2 日まで)**

② ①の精算届出後にされた寄附、その他の収入及び支出については、その寄附、その他の収入及び支出がなされた日から 7 日以内

(2) 領収書等の添付

収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書等の写し又はその他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。

領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」並びに振込明細書の写しを添付してください。

(3) 提 出 部 数

1 部

2 収支報告書の公表（法 192）

市選挙管理委員会に届け出られた報告書は、**その要旨が公表されます。**

この報告書は市選挙管理委員会が受理した日から 3 年間保存され、この間だれでも閲覧することができます。

3 帳簿、書類等の保存（法 191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他支出を証する書面を 1 の報告書提出の日から 3 年間保存する義務があります。

〔Q & A〕

Q 1：故意に支出の一部を収支報告書から除外して報告した場合はどうなりますか。

A 1：公職選挙法第 246 条第 5 号の 2 の規定により処罰されます。（3 年以下の禁固又は 50 万円以下の罰金）

選挙運動費用収支報告書の様式と記載例

選挙運動費用収支報告書

1. 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙
2. 公職の候補者 住 所 新潟県燕市吉田西太田1934番地
氏 名 甲 野 太 郎
3. ○月 ○日から
(第 ○回分)
○月 ○日まで
4. 収入の部

月 日	金 額 又 は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
収入のあった 年月日の 順序で	800,000	その他の収入	〇〇市〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇			自 己 資 金
	300,000	寄 附	〇〇市〇〇町〇〇	△△党 本 部	政 党		公 認 料
	500,000	その他の収入	〇〇市〇〇町〇〇	〇 〇 銀 行			借 入 金
	10,000	寄 附	〇〇市〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	農 業		
	50,000	〃	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇〇 後援会	団 体		
	50,000	〃	〇〇市〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	会社員		
	200,000	〃	〇〇市〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	商 業	1日 10,000円 20日間	事務所無償提供
	70,000	〃	〇〇市〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	会社員	1日 10,000円 7日間	労務無償提供
小 計	1,980,000						
計	寄 附	680,000					
	その他の 収 入	1,300,000					
	計	1,980,000					
前回計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
総計	寄 附	680,000					
	その他の 収 入	1,300,000					
	計	1,980,000					

参 考	公費負担相当額	362,000円	(内訳)	ビラ作成費 ポスター作成費	32,000円 330,000円
-----	---------	----------	------	------------------	---------------------

5. 支出の部

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(1) 人 件 費								
○月○日	40,000	選 挙 運 動	労 務 者 報 酬	〇〇市〇〇〇	〇 〇 〇 〇	無 職		@10,000×4日
○月○日	70,000	〃	〃	〇〇市〇〇〇	〇 〇 〇 〇	会社員	無償労務従事 ○月○日～○日7日間	@10,000×7日
○月○日	75,000	〃	事 務 員 報 酬	〇〇市〇〇〇	〇 〇 〇 〇	〃		@15,000×5日
○月○日	105,000	〃	車上運動員報酬	〇〇市〇〇〇	〇 〇 〇 〇	〃		@15,000×7日
小 計	290,000							
(2) 家 屋 費 (選挙事務所費及び集会会場費等に区分すること)								
		選挙事務所費						
○月○日	15,000	立候補準備	電 話 架 設 費	〇〇市〇〇〇	A 電 話 局			
○月○日	60,000	〃	備 品 借 上 料	〇〇市〇〇〇	B 商 店			机2・椅子10 1日3,000円×20日
○月○日	200,000	〃	事 務 所 借 上 料	〇〇市〇〇〇	〇 〇 〇 〇	商 業	1日10,000円×20日	
		集会会場費						
○月○日	5,000	選 挙 運 動	演説会場借上料	〇〇市〇〇〇	〇 〇 集 会 所			1,000円×5時間
小 計	280,000							
(3) 通 信 費								
○月○日	2,510	選 挙 運 動	電 話 度 数 料	〇〇市〇〇〇	A 電 話 局			7日分
○月○日	1,340	〃	電 報 料	〇〇市〇〇〇	〃			事務連絡用5件
○月○日	7,000	〃	電 話 借 上 料	〇〇市〇〇〇	〇 〇 リ ー ス			1,000円×7日
小 計	10,850							
(4) 交 通 費								
○月○日	3,990	選 挙 運 動	労 務 者 交 通 費	〇〇市〇〇〇	〇〇タクシー			570円×7回
	3,990							
(5) 印 刷 費								
○月○日	32,000	立候補準備	ビ ラ 印 刷 代	〇〇市〇〇〇	〇 〇 印 刷 所			1枚8円×4,000枚
○月○日	360,000	〃	ポスター印刷代	〇〇市〇〇〇	〇 〇 印 刷 所			1枚1,200円×300枚
○月○日	20,000	〃	ハガキ印刷代	〇〇市〇〇〇	〇 〇 印 刷 所			1枚10円×2,000枚
小 計	412,000							
(6) 広 告 費								
○月○日	20,000	立候補準備	事務所用看板代	〇〇市〇〇〇	D 看 板 店			
○月○日	40,000	〃	自動車用看板代	〇〇市〇〇〇	〃			
○月○日	35,000	選 挙 運 動	拡声機借上料	〇〇市〇〇〇	E 株 式 会 社			5,000円×7日
○月○日	20,000	〃	新 聞 広 告 料	〇〇市〇〇〇	F 新 聞 社			1回
○月○日	20,000	〃	〃	〇〇市〇〇〇	G 新 聞 社			1回
小 計	135,000							

(7) 文 具 費								
○月○日	5,300	立候補準備	用 紙 ほ か	〇〇市〇〇〇	〇 〇 紙 店			10件
○月○日	3,000	〃	マ ジ ッ ク 代	〇〇市〇〇〇	〇 〇 文 具 店			600円×5セット
○月○日	6,000	〃	の り 代	〇〇市〇〇〇	〃			300円×20袋
○月○日	4,000	〃	が び ょ う 代	〇〇市〇〇〇	〃			80円×50個
小 計	18,300							
(8) 食 料 費								
○月○日	7,000	選 挙 運 動	煎 茶 代	〇〇市〇〇〇	〇 〇 茶 店			700円×10本
○月○日	10,500	〃	菓 子 代	〇〇市〇〇〇	〇 〇 菓 子 店			せんべい他 4種
○月○日	12,000	〃	運 動 員 弁 当	〇〇市〇〇〇	〇 〇 食 堂			1 食 1,500× 8 食
○月○日	30,000	〃	〃	〇〇市〇〇〇	〇 〇 弁 当 店			1 食 1,000×30 食
○月○日	24,500	〃	〃	〇〇市〇〇〇	〇 〇 食 堂			1 食 700×35 食
小 計	84,000							
(9) 休 泊 費								
○月○日	60,000	選 挙 運 動	運 動 員 宿 泊 料	〇〇市〇〇〇	〇 〇 〇 〇	団 体 員 役		1 泊 12,000×5日
小 計	60,000							
(10) 雑 費								
○月○日	37,000	立候補準備	ベニヤ板ほか	〇〇市〇〇〇	〇 〇 材 木 店			
○月○日	1,200	〃	釘 ・ 針 金	〇〇市〇〇〇	〇 〇 金 物 店			
○月○日	4,000	選 挙 運 動	灯 油	〇〇市〇〇〇	〇 〇 燃 料 店			
○月○日	7,000	〃	電 気 ・ 水 道 料	〇〇市〇〇〇	山 川 四 郎	商 業		1 日 1,000× 7日
小 計	49,200							
計	立候補準備のための支出	803,500						
	選挙運動のための支出	539,840						
	計	1,343,340						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							

総額	立候補準備のための支出	803,500							
	選挙運動のための支出	539,840							
	計	1,343,340							

支出のうち公費負担相当額	項 目	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) = (C)
	選挙運動用通常葉書の作成	円	枚	円
	ビラの作成	8.00 円	4,000 枚	32,000 円
	ポスターの作成	1,200 円	275 枚	330,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	計			362,000 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

出納責任者 住 所 燕市燕1番地

氏 名 乙 山 三 郎 

備 考

- 収入の部においては、**一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載**するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 収入の部中「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。
- 収入の部中「参考」の欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ若しくはポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載願います。
- 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」の欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 精算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記入してください。
- 収入の部の記載については第三十号様式（会計簿）収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○ 月 ○ 日	200,000	立候補準備	事務所借上料	事務所無償提供のため
○ 月 ○ 日	70,000	選挙運動	労務者報酬	労務の無償提供のため
○ 月 ○ 日	2,510	〃	電話度数料	期間中の領収書発行せず
○ 月 ○ 日	1,340	〃	電 報 料	期間中の領収書発行せず

1. 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

2. 公職の候補者 住 所 燕市吉田西太田1934番地

氏 名 甲 野 太 郎

3. 出納責任者 住 所 燕市燕1番地

氏 名 乙 山 三 郎

備 考

- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 「支出の目的」の欄は、第三十号様式（会計簿）支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 金融機関の振込みを領収書の代わりとする場合には、この様式に記載の上、金融機関の振込みの写しを添付すること。なお、「振込明細書に係る支出目的書」でも可。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
家屋費（集合会場費）	演説会場借料

1. 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

2. 公職の候補者 住 所 燕市吉田西太田1934番地

氏 名 甲 野 太 郎

3. 出納責任者 住 所 燕市燕1番地

氏 名 乙 山 三 郎

備 考

- 「支出の費目」の欄には、第三十号様式（会計簿）支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、第三十号様式（会計簿）支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

収支報告書の作成要領等

I 記載事項

1 選挙期日及び選挙名

選挙期日は「令和8年10月18日」、選挙名は「燕市議会議員一般選挙」と記載してください。

2 公職の候補者の住所及び氏名

公職の候補者の「住所」及び「氏名」は、候補者届出書に記載された住所及び氏名を記載してください。

3 収入の期間

「月 日から」「月 日まで」には、次の「4 収入の部」及び「5 支出の部」に記載する収入及び支出の月日の中で、最初に収支のあった月日と、最後に収支のあった月日をそれぞれ記載してください。

なお、第2回分の収支報告者の「月 日から」には、1回目の報告書に記載した月日と同じ月日を記載してください。(第2回分以降も、収支の期間の始期は、1回目の報告書と同じになります。)

4 収入の部

この欄には、収入簿に記載されている事項を転記するだけでよいのですが、次の点に注意してください。

(1) 収入は、「寄附」と「その他の収入」に区分されます。

ア 「寄附」には、労務の無償提供、自動車、拡声機又は選挙事務所の無償提供等も含まれます。

イ 「その他の収入」は、候補者の自己資金（借入金含む）のうち、選挙運動費用に充てたものをいいます。(この場合、「備考」の欄のその旨を記入してください。)

(2) この部において、1件10,000円を超える収入については、各件ごとに記載し、1件10,000円以下の収入については、その種別ごとに各収入日における合計額を記載してください。

なお、寄附について、課税上の優遇措置を受けようとするときは、1件10,000円以下のものについても、各1件ごとに記載してください。

(3) 「月日」の欄

寄附の約束（約束とは、相手方の申し出と、その申し出を受ける旨の合意が成立することをいう。）の場合には、その約束があった日を記載してください。（実際に入金のあった日に限らないことに注意してください。）

例えば、立候補の届出日において、選挙運動期間中、労務を無償提供する約束があれば、その約束の日に、全期間に相当する寄附があったものとして、立候補の届出日を記載し、また、選挙事務所を○月○日から○月○日まで無償で借りる約束があった場合は、その約束があった日に、その日数に相当する寄附があったものとして、その約束の日を記載することになります。

なお、「収入の部」に、上記のような労務及び選挙事務所等の無償提供が記載された

場合は、「支出の部」にもこれを記載する必要があります。

(4) 「種別」の欄

「寄附」又は「その他の収入」に区分して記載してください。

(5) 「金額又は見積額」の欄

金銭の収入の場合には、その金額を記載してください。

金銭以外の収入（例えば、労務、選挙事務所及び拡声機の無償提供）の場合には、それを時価（その時期及び場所等における価格）に見積もった額を記載してください。

(6) 「寄附をした者」の欄

10,000 円を超える寄付については、必ず寄附した者の住所、氏名及び職業（政治団体にあっては主たる事務所の所在地、政治団体名）を記載してください。

なお、課税上の優遇措置を受ける場合は、1 件 10,000 円以下の寄附についても寄附をした者の住所、氏名等を各件ごとに記載してください。

(7) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄

金銭以外の収入を時価に見積もったときの単価、数量等を具体的に記載してください。

(8) 「備考」の欄

寄附の約束の場合、その約束の日が「月日」欄に記載されますので、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を記載してください。

また、1 件 10,000 円以下の収入については、前記(2)により、種別及び収入日ごとに計算されていますので、その内訳（金額と件数）を記載してください。

(9) 「今回計」、「前回計」及び「総計」の欄

第 1 回報告書については、寄附及びその他の収入の区分別に合計し、「今回計」欄及び「総計」欄に記載してください。

第 2 回分以降については、その報告分の合計を「今回計」欄に、前回までの報告分の総額を「前回計」欄に、そして、今回計と前回計の合計を「総計欄」に記載してください。

5 支出の部

収入の部と同様、支出簿に記載されている事項を転記するだけでよいのですが、次の点に注意してください。

- (1) 支出とは、選挙期日の告示日の前後を問わず、立候補の準備行為に要した費用等すべての支出をいい、準備行為のように選挙運動そのものでないものであっても、選挙に関するものであれば、「選挙運動に関する支出」として計上しなければなりません。

労務の無償提供や選挙事務所の無償提供等は、実際の支出はありませんが、収入とともに支出にも記載する必要がありますので、ご注意ください。

なお、「立候補及び選挙運動の準備行為」とは、例えば、選挙運動に従事する予定の者等との内部的な連絡のための行為、選挙事務所を借りるためあらかじめ契約しておく行為、あるいはポスター、立札、看板の類をあらかじめ作成しておく行為をいいます。

(2) 支出費目

報告書には、支出簿に記載された事務所借上料、人件費等の支出項目を 67 ページの家屋費、人件費等の各費目ごとに分類のうえ記載し、各費目ごとの小計を記載してください。（各費目ごとの支出項目の記載順序は、月日順としてください。）

また、支出項目が異なるときは、費目ごとに用紙を替えてください。

なお、選挙運動用ポスターの印刷費等が、公費で負担される場合であっても、記載する必要がありますので、ご注意ください。（したがって、最終的に支出額の総計が、収入額を上回ることもありえます。）

この場合、「備考欄」には、公費負担である旨を記載してください。

費用の分類については、個々のケースにより異なりますが、例えば、立札、看板の類を作成する場合、労働者を雇い材料を提供して作成したようなときには、労働者への報酬は人件費に、ペンキ代は文具費に、材料となる木材やブリキ板は雑費に計上することになります。また、看板の作成を看板業者に請け負わせたような場合には、一括して広告費に計上することとなります。

(3) 選挙運動費用に算入されないもの

52 ページを参照してください。

(4) 「月日」の欄

支出の約束の場合には、その約束のあった日を記載しなければなりませんので、必ずしも、実際に支出した日と一致するとは限りません。

例えば、選挙事務所を借りることについて、立候補する以前にその所有者と借入れの約束をした場合は、その約束をした日に支出があったものとし、また、選挙運動用のポスター等を印刷することについて、印刷業者と契約した場合は、その契約した日を支出があった日として記載してください。この場合、領収書等の日付と一致しないこととなりますが、差し支えありません。

なお、報告書には、前記(2)の支出費目別、月日順に記載してください。

(5) 「金銭又は見積額」の欄

金銭の支出の場合には、その金額を、金銭以外の支出の場合には、時価に見積もった額（無償提供の場合には、収入の部に記載されている金額と同額）を記載してください。

(6) 「区分」の欄

立候補の届出日を境に、その前日までの支出（支出の約束を含む。）を立候補準備のための支出（月日の欄が告示日の前日までのもの）とし、その日以後の支出は、選挙運動のための支出（月日の欄が告示日以降のもの）として区分し、さらに各費目ごと
の小計欄に、その各々の小計を記載してください。

(7) 「支出の目的」の欄

その費目について、事務員報酬、労働者日当、ポスター印刷等、具体的に記載してください。

(8) 「支出を受けた者」の欄

収入の部と同様に、支出を受けた者の住所、氏名及び職業（団体にあつては、主たる事務所の所在地、団体名）を必ず記載してください。

(9) 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄

収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積もったときの単価、数量等を具体的に記載してください。

(10) 「備考」の欄

支出の約束をしたものについては、その旨並びに履行の有無及び支出年月日、さらに約束したものの見積額の明細を記載してください。

(11) 「今回計」、「前回計」及び「総計」の欄

立候補準備のための支出と選挙運動のための支出との区分別に合計し、収入の部と同様「今回計」欄及び「総計」欄に記載してください。

第2回分以降の報告にあっては、その報告分の合計を「今回計」欄に、前回までの報告分の総額を「前回計」欄に、そして、今回計と前回計の合計を「総計」欄に記載してください。

Ⅱ 提出の際の注意事項

1 領収書の写しの作成

(1) すべての支出について、必ず領収書等の写しを作成し、提出しなければなりません。

領収書等の写しは、領収書等の原本を複写する方法により作成し、支出費目別に月日の順に綴じてください。

なお、電車賃や公衆電話の通話料等、通常領収書等を発行しないもの、また、労務等の無償提供により、領収書等を徴することが不可能な場合については、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」の用紙に、支出科目別に、月日の順に従って記載してください。

その際には、領収書等を徴せなかった理由を具体的に記載するとともに、その他の記載事項についても忘れずに記載してください。(ただし、金融機関への振込みによる支出については「振込明細書に係る支出目的書」の用紙を支出の目的ごとに作成し、支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。)

(2) 報告書に記載されている支出のすべてが「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」に記載されていなければなりません。

(3) 領収書等の原本は、出納責任者のもとで会計帳簿とともに、報告書提出の日から3年間保存することを義務付けられていますので、領収書等の写しの代わりに原本を提出することはできません。

2 真実を誓う旨の記載

報告書には、真実の記載がされていることを誓う旨を記載しなければなりません。

なお、収支報告書用紙の末尾に、その旨を記載するように印刷されていますので、提出の際には、出納責任者は、提出年月日、住所及び氏名（本人の署名、記名押印又は本人確認等の方法による記名（2ページ参照））を記載してください。

Ⅲ そ の 他

1 候補者等が寄附を受ける場合に、それを受け取る立場の候補者等については、総量の規制はありません。

ただ、寄附をする側については、規制があるので、注意してください。

例 候補者等は当該選挙区内にある者に対し、原則として寄附をすることができません。
企業・労働組合等は候補者等に寄附をすることができません。

選挙運動に関し、原則として飲食物を寄附することはできません。

2 本書でいう収支報告書とは、「選挙運動費用収支報告書」であり、政治資金規正法による「政治団体の収支報告書」とは別個のものです。

寄 附 の 禁 止

I 公職選挙法による禁止

1 特定寄附の禁止（法 199、200）

- (1) 燕市議会議員一般選挙に関して、燕市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者の寄附は禁止
- (2) 燕市から利子補給対象の融資を受けている法人の燕市議会議員一般選挙に関する寄附は禁止

※このほか、政治資金規正法による規制があります。（次ページ参照）

- (3) (1)、(2)の者に対する寄附の勧誘・要求、寄附の受領は禁止

2 公職の候補者等の寄附の禁止（法 199 の 2）

- (1) 選挙区内にある者に対する寄附は、次の例外を除き一切禁止

（例 外）

- ① 政党その他の政治団体に対する寄附

（ただし、自己の後援団体（政治資金規正法による資金管理団体の届出がされた政治団体を除く。）に対しては、**8月2日から選挙の期日まで禁止。**）

- ② 親 族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）に対する寄附

- ③ 政治教育集会のやむを得ない実費補償（選挙区外で開催されるもの、**8月2日から選挙期日までの間に行われるもの、食料料は除かれます。**）としての寄附

- (2) 次の例外を除き全て罰則の対象となります。

- ① 本人自ら出席してその場で行う結婚披露宴における祝儀の供与

- ② 本人自ら出席してその場で行う葬式、通夜等における香典の供与

- (3) 候補者等を名義人とする寄附は禁止

- (4) 寄附の勧誘・要求は禁止

3 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（法 199 の 3）

候補者等の氏名を表示又は氏名が類推される方法での寄附は禁止

（例 外）政党その他の政治団体に対する寄附

※このほか、政治資金規正法による規制があります。（次ページ参照）

4 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法 199 の 4）

選挙に関するものは禁止

（例 外）

- ① 政党その他の政治団体に対する寄附

- ② 当該候補者等に対する寄附

※このほか、政治資金規正法による規制があります。（次ページ参照）

5 後援団体の寄附の禁止（法 199 の 5）

選挙区内にある者に対する寄附は禁止

（例 外）

- ① 政党その他の政治団体に対する寄附
- ② 当該候補者等に対する寄附
- ③ 設立目的により行う行事・事業に関する寄附

（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び**8月2日から選挙の期日の間にされるものを除く。**）

II 政治資金規正法による禁止

1 会社等の寄附の制限（規正法 21）

会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が行う寄附は、政党（政党の支部である場合には、一以上の市町村の区域《指定都市にあってはその区の区域》又は選挙区の区域を単位として設けられる支部である必要があります。）**及び政治資金団体**（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党の指定を受け総務大臣にその旨の届出がされているもの。一政党につき一団体に限る。）**にのみできます。**

したがって、会社等は政治家本人やその他の政治団体に対しては、寄附できません。

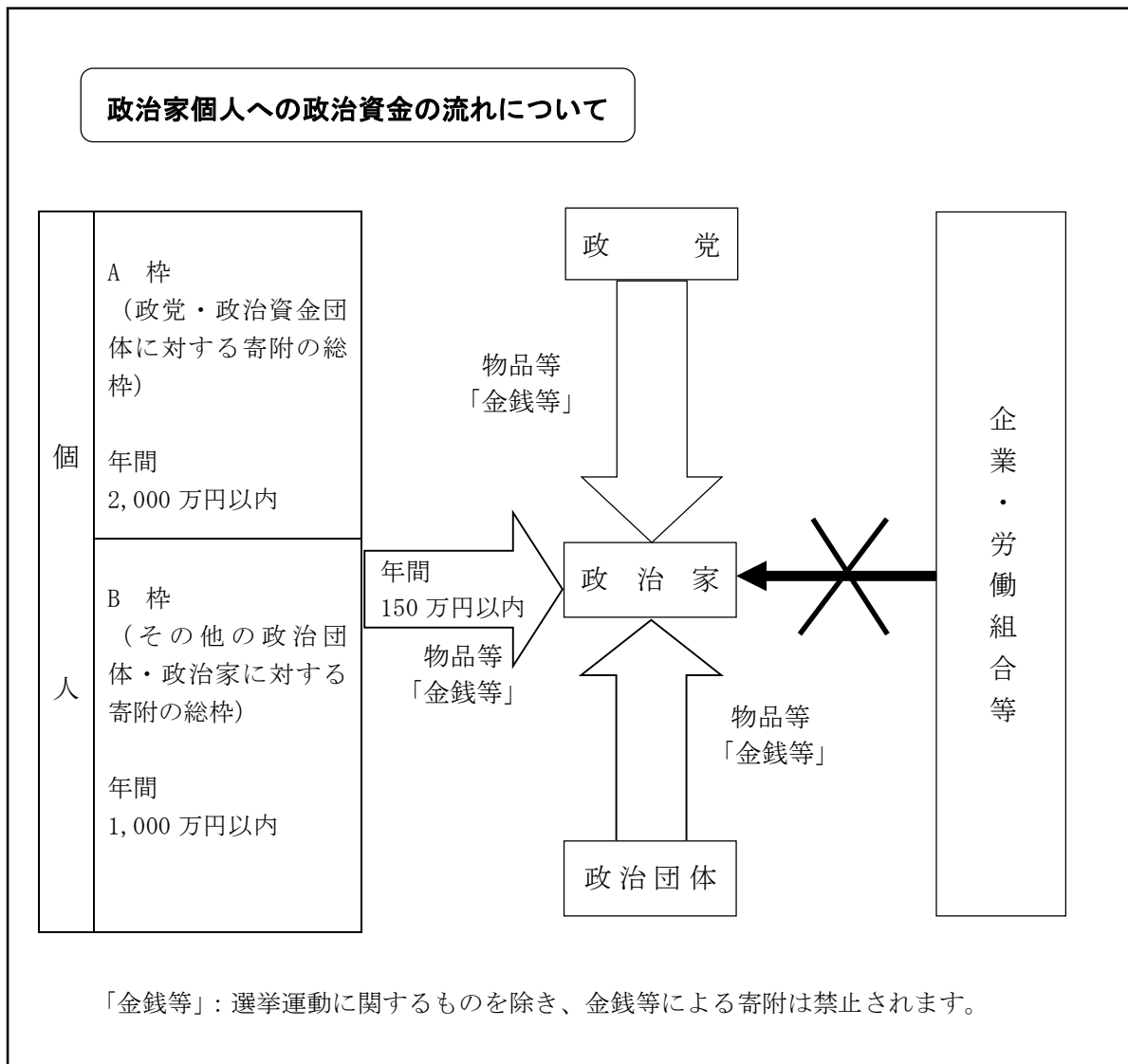
2 政治家の政治活動に関する寄附の制限（規正法 21 の 2）

政治家本人の政治活動に対しては、金銭等による寄附は政党がするものを除いて禁止されます。選挙運動に関するものについては金銭等の寄附ができますが、この場合でも、会社等の団体からの寄附は一切禁止されています。

3 寄附の量的制限（規正法 21 の 3、22）

個人は、政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（年間 2 千万円以内）の範囲内で寄附することができます（個別制限なし）。また、その他の政治団体・政治家に対しては、総枠制限（年間 1 千万円以内）の範囲内で一団体あるいは一政治家に対して年間 150 万円以内（個別制限）において寄附することができます。なお、政治家が政党から受けた寄附について自己の資金管理団体に寄付する場合（特定寄付）及び遺贈によって寄附する場合については量的制限はなく、政治家が自己の資金管理団体にする特定寄付以外の寄附については個別制限はありません。

寄 附 の 禁 止（政治資金規正法）



〔Q&A〕

Q 1 : 候補者は、選挙区内の他の選挙の候補者等に政治献金や選挙献金はできますか。

A 1 : 寄附となり、罰則付きで禁止されます。

Q 2 : 候補者が寄附をしてはいけないということですが、妻や後援会の名義ですることができますか。

A 2 : 候補者がする寄附は、名義のいかんを問わず禁止されますので、たとえ妻や後援会の名義でも罰則付きで禁止されます。

Q 3 : 候補者等が選挙区内にある者に対してするお中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、せん別等従来から慣行として行われているものも禁止されますか。

A 3 : 全て寄附に該当し、罰則付きで禁止されます。

- Q 4 :** ① 候補者等が選挙区内にある者に対し、色紙を贈ることは寄附の禁止に該当しますか。
② 選挙区内にある者から差し出された色紙に候補者等はサインをすることはできますか。
③ 候補者等が購入した色紙について実費をもらい、これにサインをして選挙区内にある者に渡すことはできますか。

- A 4 :** ① 該当し、禁止されます。
② 一般的には、寄附にあらず、禁止されません。
③ 相手方が色紙代を払って色紙を購入し、それにサインを求める場合は②と同様寄附にあらず禁止されません。

- Q 5 :** 候補者等が選挙区内にある者に対して、匿名で寄附することはどうですか。
また、配偶者や秘書などの名義で寄附をすることはどうですか。

- A 5 :** 匿名であっても他人名義であっても、実質上候補者等が寄附をするものである限り、罰則付きで禁止されます。

- Q 6 :** 候補者等が会長である団体が、候補者等の氏名を表示した表彰状を授与することはできますか。また、記念品やカップを贈ることはどうですか。

- A 6 :** 表彰状を授与することはできます。
しかし、表彰状に添えて記念品やカップ（候補者等の氏名等の表示のないものでも）を贈ることはできません。
なお、氏名表示等をせずに記念品やカップのみを贈ることはできます。

- Q 7 :** 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできますか。

- A 7 :** 常時罰則付きで禁止されます。

- Q 8 :** 後援団体が選挙区内にある者の家の新築祝いを出すことはできますか。

- A 8 :** 常時罰則付きで禁止されます。

- Q 9 :** 個人が政治家個人に対して物品による寄附や便益・労務による寄附（事務所用の部屋や労務の無償提供等）又は選挙の陣中見舞いをすることは認められますか。

- A 9 :** 個人は、政党・政治資金団体以外の政治団体及び政治家に対して年間 1,000 万円以内の範囲内で一団体あるいは一個人に対し年間 150 万円以内という限度において寄附をすることができます。

- Q10 :** 会社・労働組合等の団体が政治家個人に対して物品による寄附や便益・労務による寄附（事務所用の部屋や労務の無償提供等）又は選挙の陣中見舞いをすることは認められますか。

- A10 :** 会社・労働組合等の団体のする政治活動（選挙運動も含む。）に関する寄附は、いずれも禁止されます。

連 座 制

1 連座制とは

候補者や立候補を予定している人（以下「候補者等」という。）と一定の関係にある人が、買収にかかわった場合には、たとえ、候補者等が買収にかかわっていなくても、**候補者の当選が無効**となったり、**候補者等が5年間、当該選挙の当該選挙区から立候補できなくなる**ことがあります。

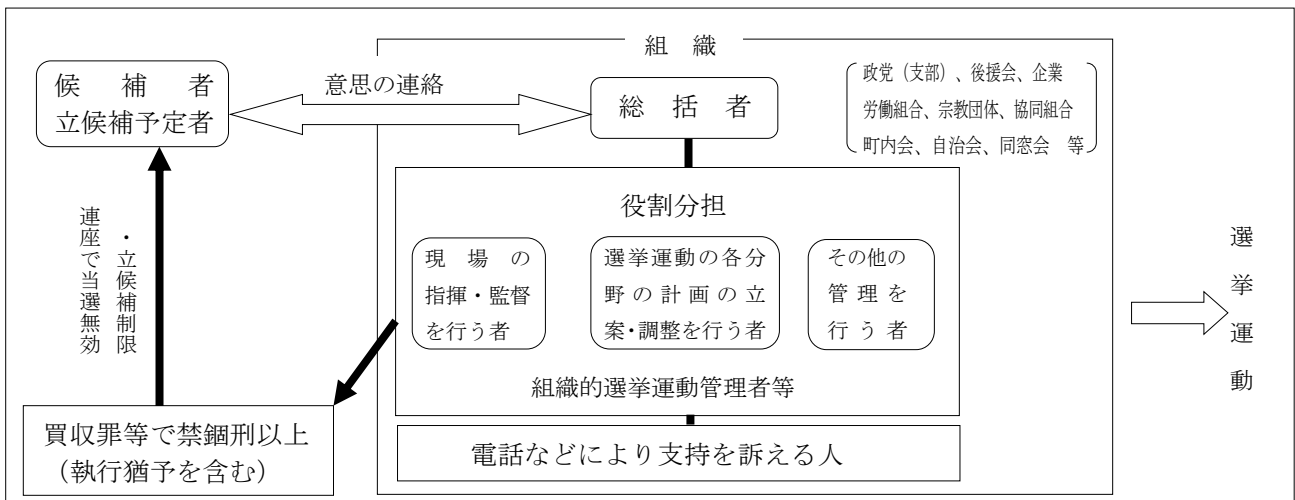
2 連座制の対象者

次のような人たちが、**連座制の対象者**となる、候補者等と一定関係にある人です。

- (1) 候補者の**選挙運動の全体を総括主宰する人（総括主宰者）**や、**一部地域の選挙運動を総括主宰する人（地域主宰者）**又は**選挙運動費用の収支に関する権限をもっている人（出納責任者等）**
- (2) 候補者等の**親族（父母、子、夫、妻、兄弟、姉妹）**や**秘書（政治活動を補佐する人）**で候補者等、総括主宰者又は地域主宰者と意思を通じて選挙運動をした人。
- (3) **政党、後援会、企業、労働組合、宗教団体、協同組合、町内会、自治会、同窓会などの組織で、**候補者等と意思を通じ選挙運動が行われる場合に、次のようなことを行う人（**組織的選挙運動管理者等**）
 - ① **選挙運動全体の計画を立てたり、その調整を行う人**をはじめ、**ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会など、選挙運動の一部分の計画を立てたり、その調整を行う人**
 - ② **ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会の会場設営、電話作戦など、実際に選挙運動を行う人の指揮・監督を行う人**
 - ③ **選挙運動を行っている人の弁当の手配、車の手配、個人演説会の会場の確保など、その他の管理を行う人**

候補者等は、日頃から、選挙運動にかかわる人が買収を行うことがないように、精一杯の注意を尽くさないと、重大な結果を招きます。

【組織的選挙運動管理者等の連座イメージ例】



〔Q&A〕

Q 1 : 「秘書」とはどのような人をいうのですか。

A 1 : 「秘書」とは、候補者や立候補予定者に使用される者で、候補者や立候補予定者の政治活動を補佐する者をいいます。

また、候補者や立候補予定者の秘書という名称を使用する者又はこれに類似する名称を使用する者について、候補者や立候補予定者がこれらの名称の使用を承諾し又は容認している場合には、これらの名称を使用する者は、秘書と推定されることとされています。

Q 2 : 会社、労働組合、町内会、同窓会など、本来の目的は政治活動や選挙運動を行うことではない組織により選挙運動が行われた場合にも、連座制は適用されるのですか。

A 2 : 本来、政治活動や選挙運動以外の目的で存在している、会社、労働組合、宗教団体、協同組合、業界団体、青年団、同窓会、町内会、PTAなどの複数の人間の結合体が、特定の候補者や立候補予定者を当選させる目的をもって、構成員相互の間で役割を分担し、協力しあって選挙運動を行う場合には「組織」に当たります。

Q 3 : 候補者や立候補予定者が、どのような人と意思を通じると、組織により行われる選挙運動について「意思を通じ」ることになるのですか。

A 3 : 候補者や立候補予定者と、選挙運動を行う組織の総括者との間で、組織により選挙運動を行うことについて意思の連絡がある場合に、「意思を通じ」ることになります。

Q 4 : 実際に買収等を行った組織的選挙運動管理者等と候補者や立候補予定者とが意思を通じていなくても、連座制が適用されるのですか。

A 4 : 候補者や立候補予定者と、選挙運動を行う組織の総括者との間において、組織により選挙運動が行われることについて意思を通じている場合に、連座制が適用されます。

したがって、例えば、組織ぐるみで選挙運動を行うことについて、ある会社の社長と候補者や立候補予定者が意思を通じていれば、課長などの選挙運動の実際のリーダーがそのことを知らなくても、連座制が適用されることになります。

Q 5 : ある候補者の選挙のたびごとに、組織ぐるみで選挙運動を行っているような場合、「今回もよろしく」程度のやりとりがあったようなときも、「意思を通じ」ることになりますか。

A 5 : 「意思を通じ」るについては、意思の連絡が明らかにある場合に限らず、組織により選挙運動を行うことについて暗黙のうちに相互に意思の疎通があるときも、「意思を通じ」ることになります。

したがって、設問のような場合も、「意思を通じ」ることになる場合があります。

Q 6 : 買収等を行うことについて意思を通じている場合に限り、連座制が適用されると考えてよいのですか。

A 6 : 「意思を通じ」とは、候補者や立候補予定者と、組織の総括者との間において、組織により選挙運動が行われることについて、相互に認識をし、了解し合うことをいいます。
したがって、買収等の行為を行うことについてまで意思を通じていなくても、連座制は適用されます。

Q 7 : 具体的には、どのような行為が買収罪に当たりますか。

A 7 : いわゆる買収罪は、特定の候補者や立候補予定者の当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人又は選挙運動者に対して金銭、物品等の財産上の利益の供与、職務の供与、その他供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたときに成立し、その行為を行った者が処罰されます。

例えば、特定の候補者や立候補予定者の当選を目的とし、次のような行為を行うと買収罪に当たります。

○有権者に酒や食事を提供する。

○有権者を温泉旅行や観劇に招待する。

○候補者の個人演説会に参加してもらうためにバスをチャーターして有権者を会場まで送る。

○投票日当日、候補者の陣営が有権者をバスで投票所まで送迎する。

○車上運動員（いわゆるうぐいす嬢）に対して法律に定める額を超えて報酬を支払う。

○選挙運動員に対して実費を超えて実費弁償として金を支払う。

○法律上報酬を支給することができる選挙運動に従事する者以外の選挙運動員に、選挙運動（例えば電話による選挙運動）の対価として報酬を支払う。